

「御前崎市地域防災計画」は、次の編から構成する。

各巻の名称	記載内容
1 共通対策編	各編（2～7編）に共通する災害対策
2 地震対策編	地震による災害対策
3 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
4 津波対策編	津波（遠地津波を含む。）による災害対策
5 風水害対策編	風水害による災害対策
6 大火災対策編	大火災（林野火災を含む。）、大爆発による災害対策
7 大規模事故対策編	道路事故、船舶事故、排出油事故、航空機事故による災害対策
8 資料編	各編に付属する各種資料

第1編

共通対策編

◆第1章 総 則

令和8年3月
御前崎市防災会議

この計画は、「災害対策基本法第」42条の規定に基づき、御前崎市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するため、防災基本計画に基づく御前崎市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関し、市の行政機構をもとに処理すべき事務を中心としたそれぞれの関係機関及び団体を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

なお、この計画は「美しく、強く、しなやかな”ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」及び「御前崎市国土強靱化地域計画」における推進方針を踏まえたものである。

「御前崎市地域防災計画」は、次の編から構成する。

各巻の名称	記載内容
1 共通対策編	各編（2～7編）に共通する災害対策
2 地震対策編	地震による災害対策
3 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
4 津波対策編	津波（遠地津波を含む。）による災害対策
5 風水害対策編	風水害による災害対策
6 大火災対策編	大火災（林野火災を含む。）、大爆発による災害対策
7 大規模事故対策編	道路事故、船舶事故、排出油事故、航空機事故による災害対策
8 資料編	各編に付属する各種資料

「共通対策編」は、次の各章から構成する。

第1章 総則	この計画の主旨、構成、防災関係機関の事務分掌、災害要因など、計画の基本となる事項を示す。
第2章 災害予防計画	災害予防の計画を示す。
第3章 災害応急対策計画	災害が発生した場合の対策を示す。
第4章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧計画を示す。

第1節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

市及び静岡県（以下「県」という。）の地域を管轄する指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係各機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

処理すべき事務又は業務
ア 御前崎市防災会議に関する事務
イ 防災に関する組織の整備
ウ 防災に関する訓練の実施
エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
オ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
カ 消防、水防その他の応急措置
キ 警報の発令、伝達及び避難の指示
ク 情報の収集、伝達及び被害調査
ケ 被災者の救難、救助その他保護
コ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
サ 清掃、防疫その他保健衛生
シ 緊急輸送の確保
ス 災害復旧の実施
セ その他災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 市消防本部

処理すべき事務又は業務
ア 消防、水防その他の応急処置
イ 被災者の救難、救助その他保護
ウ その他災害の発生の防止又は拡大防止のための処置

3 県

処理すべき事務又は業務	
ア	静岡県防災会議に関する事務
イ	防災に関する組織の整備
ウ	防災に関する訓練の実施
エ	防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
オ	防災に関する施設の新設、改良及び復旧
カ	消防、水防その他の応急措置
キ	警報の発令、伝達及び避難の指示
ク	情報の収集、伝達及び被害調査
ケ	被災者の救難、救助その他保護
コ	災害を受けた児童及び生徒の応急教育
サ	清掃、防疫その他保健衛生
シ	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
ス	緊急輸送の確保
セ	災害復旧の実施
ソ	その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
タ	市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 静岡県警察本部（菊川警察署）

処理すべき事務又は業務	
ア	災害情報等の受理及び伝達
イ	災害情報等の広報
ウ	危険区域への立入規制及び警備
エ	犯罪の予防、交通の規制等その他社会秩序の維持
オ	避難状況等に関する情報の収集

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊 (板妻駐屯地)	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (横須賀基地)	
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	
航空自衛隊第22警戒隊 (御前崎分屯基地)	

6 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援状況の提供 イ 専門電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局（静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所（御前崎港事務所） 国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所 国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実に （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

	<p>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>

<p>気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</p>	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
<p>海上保安庁第三管区 海上保安本部 (御前崎海上保安署)</p>	<p>ア 災害予防 (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ウ) 港湾の状況等の調査研究</p> <p>イ 災害応急対策 (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (ウ) 活動体制の確立 (エ) 船艇、航空機等による海難救助等 (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (サ) 海上における治安の維持 (シ) 船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>ウ 災害復旧・復興対策</p>
<p>環境省 関東地方環境事務所</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
<p>環境省 中部地方環境事務所</p>	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>

防衛省南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
-----------	---

7 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便（株）東海支社 （御前崎・浜岡・ 佐倉郵便局）	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>（ア）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （ウ）被災地あて救助用郵便物の料金免除 （エ）被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p>
日本赤十字社 静岡県支部	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項</p>
日本放送協会（静岡放送局）	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路（株） （東京支社 静岡保全・サービスセンター） （東京支社 浜松保全・サービスセンター）	<p>ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p>
岩谷産業（株） アストモスエネルギ（株） （株）ジャパングスエナジー ENEOS グローブ（株） ジクシス（株）	L Pガスタンクローリー等によるL Pガス輸入基地、2次基地から充填所へのL Pガスの配送
NTT西日本（株） （株）NTTドコモ東海支社 （静岡支店）	<p>ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（NTT西日本（株）） エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</p>

日本通運（株） （静岡支店） 福山通運（株） 佐川急便（株） ヤマト運輸（株） 西濃運輸（株）	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
中部電力（株） 中部電力パワーグリッド （株）静岡支社掛川営業所	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
（一社）日本建設業連合会 中部支部 （一社）全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
（株）イトーヨーカ堂 イオン（株） ユニー（株） （株）セブン-イレブン・ジャパン （株）ローソン （株）ファミリーマート （株）セブン&アイ・ホールディングス	ア 市からの要請による災害援助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断） ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
（一社）静岡県LPガス協会 （西部支部小笠地区会）	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力

(一社) 静岡県バス協会 (しずてつジャストライン (株) 浜岡営業所) (一社) 静岡県トラック協会 (中部支部・中遠支部) 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送(株) (株) テレビ静岡 (株) 静岡朝日テレビ (株) 静岡第一テレビ 静岡エフエム放送(株)	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
富士山静岡空港(株)	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援
(一社) 静岡県医師会 (榛原・小笠医師会) (一社) 静岡県歯科医師会 (榛原・小笠掛川歯科医師会) (公社) 静岡県薬剤師会 (榛原・小笠袋井薬剤師会) (公社) 静岡県看護協会 (中東遠支部) (公社) 静岡県病院協会 (西部支部)	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案((公社) 静岡県薬剤師会、(公社) 静岡県看護協会及び(公社) 静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施((一社) 静岡県歯科医師会)
(一社) 静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
(公社) 静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
(一社) 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(※) 要配慮者…高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、本市の行う防災活動に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
御前崎市商工会	ア 本市が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力
ハイナン農業協同組合 遠州夢咲農業協同組合	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
御前崎市建設事業組合等建設業関係	災害時における応急復旧対策についての協力
御前崎市消防団	ア 災害予防、警戒及び災害応急活動 イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ウ 予警報の伝達 エ その他災害現場の応急作業
御前崎市方面隊	ア 地区内の自主防災会の総括、連携と活動支援・助言 イ 「防災指導員」や防災活動に有効な人材・団体の活用 ウ 市の実施する被害調査、応急対応、復旧・復興対策への協力 エ 自主防災会に対する情報の連絡・収集と市の災害対策本部との連絡調整 オ 広域避難所の開設・運営の協力 カ 自主防災会に対する救援物資等の配布の協力
御前崎市自主防災会	ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、一次避難所の開設・運営に関すること エ 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

第2節 市の自然的条件

1 位置

本市は、県の最南端に突出する岬に位置し、東北は駿河湾、南部は有名な大砂丘と潮騒のひびきが高い遠州灘があり、西は高松山の峰続きをへだてて掛川市に接し、北及び東北にかけては牧之原台地に続いて菊川市と牧之原市に接している。

2 地形の特徴

市の北西には、新野川が各支流をあつめて北より南に流れている。北部に150mを最高頂として、100m内外の高地があり、それに続いて東西に50～100mの地帯が南下し、更に南へのびて海岸線までは50m未満の地域が占める平坦地帯が多い。

3 地質の概要

旧御前崎町の地質の概要は、相良層群を基盤とする御前崎砂礫台地の上部に、白羽礫層とよばれる円礫をふくむ海成礫層が分布する。台地南側には砂丘が発達し、砂層も厚くなる。岬端部では地殻運動も激しく、隆起と沈降や断層の跡がある。海岸は侵食により相良層群の波食台が形成され、小断層が走っている。

旧浜岡町の地質の概要は、牧の原台地に礫層がのり、古谷泥層が相良層群の泥岩と砂岩の互層の上に堆積している。西部は掛川層群の丘陵である。南山丘陵は高位段丘の小笠山礫層・佐倉丘陵は相良層群からなり砂層におおわれている。沿岸の砂丘は規模が大きく、砂層が広く分布する。

4 気候

本市は、三方を海に囲まれているため、海洋性の温暖な気候特性を持ち、冬は温かく、夏もそう極端な高温にはならない。しかし、年間を通して強い風が吹く。晴れる日が多いので、年間の日照時間も多いが、台風や低気圧の通過時には大荒れになる日もある。

冬は天気がよく、一年中で最も乾燥する。暖かいので降雪や降霜は数える程度である。しかし、冬季の季節風が特に強く10m/s以上の風が数日間吹き続けることは珍しくなく、10m/sを超える日数は月の半数以上に達する。

春から初夏にかけては、風も次第に弱まり、曇りや雨の日が多くなる。特に梅雨期は雨天が続く、海上では濃霧の発生が顕著で、しばしば船舶の遭難の原因となっている。

夏は晴天が続く。日中は海側から南よりのやや強い風が吹くため、気温も極端には上昇せず、比較的しのぎやすい。

秋は台風の接近により海上は波浪が高く、時化（しけ）模様になることがある。その他はおおむね日本晴れの好天が続く、空気は清澄で、駿河湾をへだてて富士山や伊豆半島を望むことができる。

第3節 市の社会条件

本市は、太平洋沿岸ベルト地帯の一画に属し、国、県の経済施策のもとに経済成長を遂げてきた。

特に重要港湾である御前崎港には5万トン級の船舶が接岸でき、周辺用地・道路の整備、浜岡原子力発電所の建設等、建設関連を中心とした産業が進められている。

一方、自然景観と温暖な気候にも恵まれ、白亜の燈台や美しい海岸線を利用した観光開発がなされ、観光客やマリンスポーツを楽しむ者が多く訪れる。

その他にも、いくつかの問題があり、これらが災害の起こりやすい条件を助長してきている。

問題点	ア	港湾関連施設におけるコンテナ、車両等の流出
	イ	油の海上流出
	ウ	放射性物質による災害
	エ	災害時における観光客の避難対策等

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害と地域

1 地震・津波

本市は、有史以来たびたび地震・津波の災害に見舞われている。とりわけ本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの巨大地震である。震源地域に最も近い本市は、真先に津波の来襲が予想される。このため海岸地域全域での津波による浸水、家屋の流失、港湾関連施設におけるコンテナ、車両等の流出による被害が予想される。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、本市では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定の大第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、「レベル1の地震・津波（※1）」と、「レベル2の地震・津波（※2）」に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの。）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最大2,000人を超える死者数の発生が想定されている。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する「レベル1・2の地震・津波（※3）」、神奈川県西部の地震その他県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「南海トラフ地震等」という。

(※) 1 発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波をいう。

2 発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波をいう。

3 レベル1の地震・津波とレベル2の地震・津波を併せたものをいう。

2 原子力災害

原子力災害については、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

また、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する市民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

3 風水害

市内の主要な河川には、二級河川の新野川、朝比奈川、横舟川、箴川、中西川があり、そのほかに門屋川、高松川、御手洗川等がある。これらの河川は、いずれも大部分の区域において改修が図られ、また、灌漑用のため池についても、老朽ため池整備事業により、補修、補強等が計画的に進められている。こうした治水事業の推進により、堤防の決壊などによる大災害の危険は少なくなってきた。

しかし、上流部の未改修部分及び支流並びに住居地域の排水路においては、流下不足や樋門、樋管の閉塞による排水不良を起こすおそれがあり、近年の台風に伴う大雨や局地的豪雨に見舞われた場合は、水害発生の可能性を否定することはできない。

季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

4 高潮・高波

本市は遠州灘に面し、三方が海に面しているため、台風、低気圧などによる高潮・高波の影響を受けやすい。

季節的には、8月～10月にかけて台風の影響による高潮・高波が発生することがあり、11月下旬～3月にかけて海上を吹送する西風のため、高波が発生することがある。

特に県道佐倉御前崎港線上岬地区約500m間は、高潮、高波に越波、道路の冠水が予想される。

5 地すべり・山崩れ等

本市は、洪積層の台地であるが、台地が海岸地域に落ち込む斜面は顕著な海食崖のため崩壊が起りやすい。急傾斜地危険箇所については、集中豪雨、大規模地震時には崩壊が起りやすく、相当の被害が予想される。

6 火災

本市は、冬季には比較的乾燥しやすく、強風地帯であるため、季節風の強い冬季にあつては、一度火災が発生すると、密集地域では大火災に発展する可能性も含んでおり、十分な警戒が必要である。

7 事故災害

道路の整備、産業経済の発展、観光レジャーの増加により、本市においても交通量は増加しており、交通事故は多発の傾向にある。

また、本市沖合海上は、東西に往来する船舶等の海上交通要衝路に当たり、船舶の衝突、座礁による遭難、火災、油流出等が予想される。

8 水難

本市の沿岸は、年間を通じて釣、サーフィン、磯遊びなどを楽しむ観光客等が多く訪れ、夏季には海水浴客の増加等海洋レジャーを楽しむ人が増えており、水難事故の発生が予想される。

9 突風・雷・竜巻

日本海に低気圧が発生し、発達しながら東進する場合、時として顕著な寒冷前線による突風・雷・竜巻による被害が発生することもある。

10 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフ地震等の大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章

災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平時から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国と連携し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

1 市

区 分	内 容
市防災行政無線 「資料編 10 通信関係 10-2~10-4」参照	災害時における情報の収集・伝達を衛星携帯電話、同報無線、行政無線及び消防無線により行う。
通信設備の防災対策	<p>ア 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</p> <p>イ NTT西日本（株）では、災害時の電話回線のふくそうの緩和施策として、災害時に限定して（震度6弱以上の地震が発生したとき、又は地震以外の自然災害で電話が相当混み合っているとき。）声の伝言板のサービス提供を行う。伝言の登録、再生方法は、サービス実施時に「171」をダイヤルすれば、ガイダンスが流れるため、その指示に従って登録、再生を行う。また、インターネットを利用して被災地の方の安否確認ができる災害用伝言板（web171）のサービスの提供を行う。</p> <p>ウ （株）NTTドコモ東海支社では、災害時に携帯電話で安否確認ができる災害用伝言板サービスの提供を行う。</p>
通信施設整備計画	<p>ア 災害時における情報収集の迅速化を図るために、防災行政無線（同報系・移動系）、消防無線等の充実を図るとともに、自主防災組織等との連絡通信体制を整備し、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 有線通信が途絶した場合並びに無線のふくそう等を想定し、県防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線の活用のほか、アマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用できるよう協力体制を整えるものとする。</p>

(1) 気象観測施設 (令和2年4月1日現在)

関係機関名	観測所名	
気象庁	御前崎	テレメーターによる雨量観測 風向・風速観測
静岡県	御前崎	テレメーターによる雨量観測
静岡県	池新田	テレメーターによる雨量観測

(2) 水位観測施設 (令和2年4月1日現在)

関係機関名	観測所名	流域河川	
静岡県	雨垂橋	新野川	テレメーター、カメラ (静岡県土木総合防災情報 S I P O S-R A D A R) による水位観測

2 県

区 分	内 容
県防災行政無線 「資料編 10 通信関係 10-1」参照	<p>ア 災害時における気象情報及び災害情報の収集及び伝達は県防災行政無線で行う。</p> <p>イ 行政無線はファクシミリを利用して一層情報の正確と迅速を期す。</p>
県防災行政無線施設の改良	<p>ア 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。</p> <p>イ その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。</p> <p>ウ 昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、静岡県災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館 (現在は別館) 4階に無線室を移転した。</p> <p>エ 平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り (静岡県デジタル防災通信システム)、平成27年度から運用を開始した。</p> <p>オ 平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。</p> <p>カ 防災行政無線の設置場所は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ8-3」、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ8-1」のとおりである。</p>

通信設備の防災対策	<p>ア 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。</p> <p>イ 県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。</p>
防災関係機関等相互間の通信手段	<p>ア 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。</p> <p>イ 県及び防災関係機関の無線局は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 8-5」のとおりである。</p> <p>ウ フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</p> <p>エ 市及び県は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</p>
気象観測施設の充足整備	<p>ア 県内にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は「静岡県水防計画書」（静岡県地域防災計画 資料編第13表、第14表）のとおりである。</p> <p>イ 気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、湿度）18箇所、地域雨量観測所12箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</p> <p>ウ 県では、静岡県土木総合防災情報システムの整備によって、雨量観測所118箇所、水位観測所159箇所のオンライン・リアルタイム化を実施した。</p>
被災者等への情報伝達手段の整備	<p>ア 県及び市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>イ 県及び市は、災害時に孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。</p>

障害のある方への情報伝達体制の整備	ア 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 イ 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
-------------------	---

気象観測施設の現況（令和7年4月1日現在） 水位観測施設の現況（令和7年4月1日現在）

関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	関係機関名	水位観測施設	備考
気象庁	30 (30)	18	国土交通省	28 (28)	
国土交通省	46 (46)	12	静岡県	324 (213)	
静岡県	118 (118)	0	計	352 (241)	
計	194 (194)	30			

() 内はテレメーター

() 内はテレメーター

第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画

1 市

(1) 防災資機材整備計画

市の保有する災害応急対策に必要な資機材等を整備する計画を明らかにし、災害時に際しその機能を適切に発揮できるようにするため常時これらの点検整備を行うものとする。また、必要に応じて緊急調達できるよう入手経路を確立しておくものとする。

(2) 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ、応急対策活動に従事する者の装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区分	内容
水防資材	杭木、空俵、縄、鉄線、蝸木、掛矢、担架、ショベル、つるはし、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱
救助用資材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット
給水用資材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、布製水槽
応急仮設住宅	組立式仮設住宅

応急復旧機械	小型ブルドーザー（主として山村へき地）
排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、鋸、その他
その他	天幕、折たたみ式寝台、地下足袋、長ぐつ

2 県

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリコプター及び防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

（1）防災ヘリコプターの配備

県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。

なお、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポート「静岡県地域防災計画 資料編10-7-1～10-7-4」について、県及び市は確実に使用ができるよう努めるものとする。

区 分	内 容
機種	レオナルド式AW139型
座席数	14席
全備重量	6,400 kg
巡航速度	278 km/h
特殊装置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツ、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング装置、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ

（2）応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画 2 応急活動のための資材、機材の整備計画」に掲げる資機材の整備を図る。

また、県及び市町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

第3節 道路、橋りょう、鉄道空港等災害 防止計画

1 市

国・県の管理道路については、施設管理者による管理強化対策を働きかけ、災害の未然防止を図り、また、災害発生の場合は、早急に関係機関に連絡し、路線の確保のための措置を講ずる。市道については、地形、交通量の変化、崩壊等による危険箇所を定期的に調査し、通行危険箇所の解消を図るものとする。

区 分	内 容
道路交通の 災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <p>ア 安全施設等の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡・災害協定の締結等） ウ 異常気象時の交通規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報</p>
橋りょうの 災害予防計画	<p>道路管理者は、橋りょうの点検を行い、緊急度の高い箇所から順次整備を図る。</p>

2 県

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道、空港等交通の危険防止を図る。

区 分	内 容
道路交通の 災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <p>ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報</p>

<p>鉄道の 災害予防計画</p>	<p>鉄道事業者は、列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <p>ア 安全施設等の整備 (ア) 道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 (イ) 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。</p> <p>イ 防災体制の確立 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。</p> <p>ウ 異常気象時における運転の停止等 (ア) 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 (イ) 中止等の基準は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-5」のとおりである。</p> <p>エ 運行規制の実施状況に関する広報</p>
<p>空港の 災害予防計画</p>	<p>空港管理者は、航空機事故災害を防止するため、管轄する空港について、次の業務を行う。</p> <p>ア 空港機能管理規程の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ 異常気象時における離着陸禁止など必要な措置</p>

第4節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、市及び県職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、住民及び市職員に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実に努めるものとする。
市及び県	<p>ア 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>イ 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</p> <p>ウ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。</p> <p>エ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>オ 専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>カ アレルギー患者に対する知識を普及し、地域において支援体制が整備されるように努める。</p>

1 普及方法

市及び県は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	<p>災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。</p> <p>また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</p>
市職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
広報紙等印刷物、同報無線、広報車等による普及	市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の向上を図る。
映画、ビデオ、スライド、講演会等による普及	防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者並びに市民に対し、映画スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。

県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	県民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。
-------------------------	---

2 普及すべき内容

防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。

普及事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 防災気象に関する知識 イ 防災の一般的知識 ウ 「御前崎市地域防災計画」の概要 エ 自主防災組織の意義 オ 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害情報等の聴取方法 (イ) 停電時の心構え (ウ) 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性のバイアス等を克服し避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 (エ) 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 (オ) 避難所の適正な運営 (カ) その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等 (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 カ 災害危険箇所に関する知識 キ 要配慮者、アレルギー患者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
------	---

3 市の実施事項

市長は、職員に地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加させるとともに、当該活動を指導するための教育を行う。

市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等による災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

(1) 市職員に対する教育

ア 市は、各種の行政を進める中で積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

努めるものとする。

教育事項	ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 南海トラフ地震等の災害発生に関する知識 ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「御前崎市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 南海トラフ地震臨時情報の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置 コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 サ 家庭における地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 シ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項
------	---

イ 教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに

ウ 表中のカ～ケについては、年度当初に各部各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。

エ 各部各課等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

オ 市教育委員会は、「静岡県学校安全教育目標（県教育委員会編）」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

(2) 生徒等に対する教育

ア 市教育委員会は、公立学校に対し、園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

イ 住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能取得	中学校及び高等学校の生徒を対象に、県と協力して応急救護の実践的スキル取得を図る。

(3) 市民に対する防災思想の普及

ア 市は、南海トラフ地震等発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- イ この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、アレルギー患者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。
- ウ 防災週間、水防月間、津波防災の日、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火災防災の日等を通じ、県が開催する各種講習会、イベント等を利用し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- エ 県が定める3月11日を含む10日間の「津波対策推進旬間」、11月の「地震防災強化月間」については、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- オ この場合、方面隊、自主防災組織及び専門的知識を持つ防災指導員、防災委員等の積極的な活用を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。
- カ 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分	内 容	
一般的な啓発	啓発内容	<p>ア 南海トラフ地震等防災の基礎的な知識 イ 静岡県第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 南海トラフ地震臨時情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平時の準備 シ 居住用の建物・家財の保険・共済の加入等の生活再建に向けた事前の備え ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 セ 避難生活に関する知識 ソ 要配慮者への配慮及びアレルギー患者や男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮 タ 安否情報の確認のためのシステム チ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 ツ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 テ 感染症に関する知識 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底</p>
	手段・方法	<p>ア パンフレット、リーフレット、ポスター、DVD等の動画及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 イ 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。</p>
社会教育を通じての啓発	<p>市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</p>	
	啓発の内容	<p>ア 市民に対する一般的な啓発に準ずる。 イ その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</p>
	手段・方法	<p>各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</p>

各種団体を通じての啓発	<p>ア 市は、各種団体に対し研修会、講演会、資料の提供、DVD等の動画の貸出し等を通じて地震の知識等防災思想の普及に努める。</p> <p>イ これによって、それぞれの団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</p> <p>ウ 市及び県は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>	
自動車運転者に対する啓発	<p>ア 市及び県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</p> <p>イ 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</p>	
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>市は、危険物を取り扱う施設やスーパーなど不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>	
相談窓口等	<p>市は、それぞれの課において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p>	
	総括的な事項	御前崎市危機管理部危機管理課、静岡県危機管理部、各地域局
	建築物等に関すること	御前崎市建設経済部都市政策課、静岡県建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）

（４）市防災担当者研修会の実施

市は、災害応急対策の推進に当たり、中心となる市の防災担当職員を対象に次の事項を内容とする防災事務研修会を実施する。その際、国が開発する公開用eラーニング等を活用するものとする。

研修事項	ア 気象状況の知識
	イ 救急・救出の実務
	ウ 通信機材の取扱方法
	エ 災害危険箇所に関する知識研修事項
	オ その他防災に関すること

（５）防災対策研究の国際的な情報発信

災害から得られた知見や教訓を国際交流等の場を通じて諸外国に広く情報発信・共有するように努めるものとする。

4 県の実施事項

(1) 県職員等に対する教育

職員等に対する教育については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画 3 県の実施事項」による。

(2) 生徒等に対する教育

生徒等に対する指導については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画 3 県の実施事項」による。

区 分	内 容
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得を図る。

(3) 県民に対する防災思想の普及

一般的な啓発、社会教育を通じての啓発、各種団体を通じての啓発、自転車運転者に対する啓発、防災上重要な施設管理者に対する教育及び相談窓口等については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画 3 県の実施事項」による。

区 分	内 容
静岡県地震防災センターによる啓発	ア 静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害（以下「地震防災等」という。）に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。 イ 地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。 ウ 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。
静岡県富士山世界遺産センターによる啓発	県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。
ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発	県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示等を通じて、静岡県の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。
美しい伊豆創造センターと連携した啓発	県は、美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。 ア ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発 イ ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発 ウ 学校でのジオパーク教育を通じた防災教育 エ ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用

(4) 県防災担当者研修会の実施

県防災担当者研修会の実施については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画 3 県の実施事項」による。

(5) 防災対策研究の国際的な情報発信

防災対策研究の国際的な情報発信については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画 3 県の実施事項」による。

5 防災関係機関

東海旅客鉄道（株）、東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、NTT西日本（株）、NTT東日本（株）、中日本高速道路（株）、中部電力（株）、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査・研究計画

1 実施方針

市及び県における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調査研究内容	
ア	本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査・検討する。
イ	古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
ウ	災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
エ	今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
オ	要防災の程度を区分する。
カ	要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。 (ア) 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかく、なおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して、概況の把握に努める。 (イ) 県下におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後奥地林の開発、電源開発等に伴い、山間部の災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い都市周辺部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われることが予想されるため、宅地災害の発生が大きな問題となってきた。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。
キ	要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前に把握する。

2 災害発生状況の調査

区分	内 容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価(プレート境界型の地震、活断層型の地震)、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
津波	過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
大火災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

（1）避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

（2）避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（1）避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生

活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のため、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市及び県は、感染症対策について、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

カ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

キ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ク 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

ケ 福祉避難所

(ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定にあたり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

(イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

(ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

(エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

(オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 一次避難所の整備及び運営

一次避難所

ア 一次避難所は、自主防災組織等を核とする一定の地域にて集団を形成し、避難する方式が有効であるため、市民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として一時避難場所を整備する。

イ 自主防災組織等で、あらかじめ地域の一時集合場所を定め、自主防災会長などの誘導により避難所等への避難を行う。

ウ 一次避難所としては、集合した市民の安全が確保されるスペースを有する公民館、公会堂等を活用する。

(3) 2次的避難所の整備

2次的避難所

ア 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

イ 市及び県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

ウ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対策に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内

閣府)を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市及び県は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

(1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

(2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設の浸水しない上層階に留まる（避難）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

(3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(4) 市及び県は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

(5) 県の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症(※)等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平時から、県及び市の防災担当部局と必要な情報を共有すると

ともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。

第7節 防災訓練

市及び県における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市、県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練の実施	ア 災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害応急対策の完全遂行を図るためには、平時からこれらに対処する心構えを養っておかなければならない。 イ 特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や、防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、市は、総合防災訓練を実施する。
	ア 水防 イ 消火 ウ 交通規制 エ 道路啓開 オ 救出、救護 カ 避難・誘導 キ 通信情報連絡 ク 救助物資輸送 ケ 避難所運営 コ 給水、炊出し コ 応急復旧 サ 遺体措置
	総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、アレルギー患者や被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

救助・救急関係機関の連携	市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
本部要員訓練	御前崎市災害対策本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。
非常通信訓練	災害時において、災害地から御前崎市災害対策本部及び防災関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
防災訓練のための交通の禁又は制限	ア 県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
静岡県災害対策本部・方面本部要員訓練の実施	静岡県災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び方面本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予想される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、市、県、国をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

- 1 自主防災組織の概要「資料編 3 組織 3-3~5、13 物資の備蓄・調達・供給 13-3、20 関係法令及び規約等 20-2」参照

区 分	内 容	
組織	町内会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市及び県は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	各方面隊との連携を密にし、地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

実施主体	内 容
市	<p>地域住民に対して、自主防災会の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。</p> <p>また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。</p>
県	南海トラフ地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、南海トラフ地震等の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。

3 要配慮者対策

- (1) 「御前崎市避難行動要支援者支援計画」に基づき、地域の自主防災会、老人ホーム等の関係施設、ボランティア団体との連携を図る。
- (2) 要配慮者への防災知識の普及
- (3) 災害時の適切な情報提供や避難誘導
- (4) その他要配慮者に関し必要な対策

4 研修会等の開催

市及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災会組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災会組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

5 市民の果たすべき役割

- (1) 地震、津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。
- (2) 市民は、自分達の安全は、自らの手で守るという意欲をもち、平時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の習得 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について耐震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 シ 自動車へのこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

6 地域における自主防災組織の果たすべき役割

- (1) 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。
- (2) 自主防災組織は、市や県及び消防団と協力・連携し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって平時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	<p>ア 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</p> <p>イ 主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</p>
「防災指導員」の活用	<p>防災指導員は、自主防災組織を活性化するため、消防団、警察官OBなどの防災経験者を市で選任、養成し、防災活動の普及促進等、各地域において指導する。</p>
「防災委員」の自主防災組織内での活動	<p>防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>
自主防災地図の作成	<p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>
自主防災組織の防災計画書の作成	<p>地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。</p>
自主防災組織の台帳の作成	<p>ア 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</p> <p>ウ 個人情報保護の観点から、台帳の管理については、最大限注意を払うこととする。</p> <p>（ア）世帯台帳（基礎となる個票） （イ）避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） （ウ）人材台帳 （エ）自主防災組織台帳</p>
防災点検の日の設置	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>
避難所の運営体制の整備	<p>市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p>

防災訓練の実施	<p>ア 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。</p> <p>イ 他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。</p> <p>ウ 要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を活かした訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(ア) 情報の収集及び伝達の訓練</p> <p>(イ) 出火防止及び初期消火の訓練</p> <p>(ウ) 避難訓練</p> <p>(エ) 救出及び救護の訓練</p> <p>(オ) 炊き出し訓練</p>
地域内の他組織との連携	<p>地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員や身体障害者相談委員、福祉関係団体と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>

7 市、県の指導及び助成

区 分	内 容
自主防災組織づくりの推進	<p>県は、県西部地域局を中心として市に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。</p>
防災指導員制度	<p>ア 市は、自主防災組織の活性化を図るため、防災指導員を選任・育成する。</p> <p>イ 県は、市と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、防災指導員の能力向上を図る。</p> <p>ウ 防災指導員の任期は原則3年以上とする。</p> <p>エ 防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。</p> <p>(ア) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</p> <p>(イ) 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</p> <p>(ウ) 県又は市の施策の広報や推進、普及協力</p> <p>(エ) 県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</p> <p>(オ) 方面隊長等の補佐、支援</p>
自主防災に関する意識の高揚	<p>市及び県は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p>

	研修名	実施機関	対象者	目的
	自主防災組織 中核的リーダー 研修	市	市長の推薦 による自主 防災組織の 中心的リー ダー（会 長・副会 長・班長 等）	防災上の知識・技能の向上 を図ることにより単位自主防 災組織の活性化に資するとと もに、自主防災活動の情報交 換を行い、広域的な視野を持 つ地域リーダーとしての活動 者を育成する。
	防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を修得 し、自主防災組織及び地域住 民への防災意識・対策につい て啓発・強化に資する。
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。			
コミュニティ防災 センターの活用	市はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 ア 平時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。			
地域防災活動 推進委員会	ア 県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。 イ 推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、地域の優良事例などの情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を推進する。			
自主防災組織への 助成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市及び県は必要な助成を行う。			
静岡県総合防災ア プリ「静岡県防災」の 活用	市及び県は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。			

8 自主防災組織と消防団との連携

- (1) 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- (2) 消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備など

により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (3) 市及び県は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市及び県が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平時からの防災活動の概要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し

<p>防災力向上の推進</p>	<p>ア 市及び県は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>イ 県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 市及び県は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。</p> <p>エ 市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続強化支援計画の策定に努めるものとする。</p>
<p>事業継続計画（BCP）の取組</p>	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として御前崎市防災会議に提案することができる。

市は、「御前崎市地域防災計画」に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、「御前崎市地域防災計画」に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

(1) 市

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	<p>ア 市は、社会福祉協議会及びボランティア団体等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。</p> <p>イ 市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得促進、その他ボランティア活動への住民参加を促進するため、当該活動が円滑に行われるよう、事業者に対し必要な協力を要請するための措置を講ずるものとする。</p> <p>ウ 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>エ 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成に努め、実際の人材確保については、災害ボランティア・コーディネーターのもとで行うものとする。</p> <p>オ 市の計画においては、市災害ボランティア本部で活動するボランティア・コーディネーターおよび避難生活支援リーダー／サポーター等に対する訓練や資質向上のための研修の実施等を計画し、市災害ボランティア本部で活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努める。</p> <p>カ 市は災害ボランティアセンターを、「はまおかボランティアセンター」に設置する。</p>
ボランティア活動経費の確保	ボランティアが災害時に活動する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にボランティアを活用できる環境を整備する。
ボランティア受入体制の整備	市は、災害時にボランティア活動の申請者に対して情報の提供や配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターの養成に努めるものとする。

(2) 県

区 分	内 容
ボランティア活動の支援	<p>ア 県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福) 静岡県社会福祉協議会」という。）特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。</p> <p>イ 県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ウ 県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</p> <p>エ 県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>オ 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。</p> <p>カ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、「静岡県総合社会福祉会館シズウエル」に設置する。</p>
ボランティア活動経費の確保	<p>ア 南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</p> <p>イ 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福) 静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費））を負担する。</p>

第12節 要配慮者支援計画

要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容	
市の要配慮者支援体制	<p>ア 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>イ 地域においては、市のみではなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p>	
	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等
	地域組織	自主防災会、町内会等
	福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等
県の要配慮者支援体制	<p>県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</p>	

避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	<p>ア 市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。</p> <p>イ 市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。）を、「御前崎市地域防災計画」に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。</p> <p>避難行動要支援者の対象要件は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）重度要介護者（要介護3～5の認定者のうち居宅介護者） （イ）身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている在宅の者 （ウ）療育手帳Aの交付を受けている在宅の者 （エ）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅の者 （オ）特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている在宅の者 （カ）小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている在宅の者 <p>ウ 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>エ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、又は、「御前崎市災害時避難行動要支援者避難支援全体計画」により、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じて提供する。</p> <p>オ 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>カ 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>キ 市は、市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対す</p>
---------------------------	---

	<p>る情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援者等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>ケ 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</p> <p>コ 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>
防災訓練	市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、外国語通訳者、要約筆者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊の整備	市は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）を速やかに設置できるよう体制を整備する。 ・ 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。
保健医療福祉調整本部の総合調整	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。
救急医療活動等の支援体制の整備	<p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>県は、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）や日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努める。</p>

第14節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分	内 容	
応急住宅	建設型応急住宅	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、津波、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
	賃貸型応急住宅	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	

災害廃棄物処理	<p>ア 市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>イ 市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>ウ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>エ 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</p>
---------	---

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市	<p>ア 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜岡石油業組合と締結した「災害時等における燃料等の供給に関する協定書」に基づき、重要施設(救護病院、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設)、並びに市有車両、市施設の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</p> <p>イ 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</p> <p>ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>エ 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</p>

県	<p>ア 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したものの。）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</p> <p>イ 県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</p> <p>ウ 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>エ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p> <p>オ 県は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。なお、防災機能を有する道の駅は静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-2-3のとおりである。</p>
重要施設の管理者	<p>ア 市、県及び救護病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。</p> <p>特に、救護病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるような体制等を強化することとする。</p> <p>イ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 市、県及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <p>エ 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>オ 市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p> <p>カ 港湾管理者である県は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するよう努めるものとする。</p>

ライフライン事業者	<p>ア 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</p> <p>イ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>エ 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>オ 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</p> <p>カ 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>
-----------	---

第16節 被災者生活再建支援に関する計画

区分	内容
人材育成	<p>ア 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>イ 県及び市は、研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p>
実施体制の整備	<p>県は、NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練</p> <p>イ 他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結</p> <p>ウ 応援の受入れ体制の構築</p>

システムの活用	市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。
---------	--

第17節 市の業務継続に関する計画

1 市の実施事項

区 分	内 容
業務継続体制の確保	<p>ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>イ 実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p>
業務継続計画等において定めておく事項	<p>市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> <p>イ 本庁者が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>ウ 電気・水・食料等の確保</p> <p>エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p> <p>オ 重要な行政データのバックアップ</p> <p>カ 非常時優先業務の整理</p>

2 御前崎市業務継続計画

区 分	内 容
計画の位置付け	業務継続計画は、被災により制約が伴う状況下にあっても、災害対応業務及び優先的に継続すべき通常業務を的確に実施するために、本市が独自に定め、地域防災計画の実効性を担保するものである。
計画の概要	<p>ア 災害時において行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務（優先的に実施すべき応急対策業務及び通常業務）を特定するとともに、業務継続に必要な資源の確保・配分や指揮命令系統の明確化等についてあらかじめ定めることにより、適切な業務執行を行うことを目的とする。</p> <p>イ 業務継続計画は全職員を対象とした研修や訓練を繰り返し行い、計画の実効性の確認と向上を目的とし、継続的に改善していく。</p>

計画の構成	ア 基本方針	カ 緊急時対応計画
	イ 職員参集予測	キ 非常時優先業務の選定
	ウ 被害想定シナリオ	ク 業務上必要な資源の分析
	エ 職務代行順位	ケ 重要な行政データのバックアップ状況
	オ 代替庁舎の選定	コ 計画の継続的な改善と今後の取組み

(注) 1 別資料「御前崎市業務継続計画」参照。

2 業務継続計画を構成する6要素中、「電気・水・食料等の確保」「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」については、別資料「御前崎市業務継続計画」内の「被害想定シナリオ」及び「緊急時対応計画」等へ記載。

第18節 複合災害対策

市、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。更に、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちづくりの形成を図るものとする。

注) ※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として、森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確保に努めるものとする。

市は、被災後に早期かつ確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有し、事業者等への指導内容を判断するものとする。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章

災害応急対策計画

この計画は、市及び県が指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

市が実施する措置

- | |
|---|
| ア 「災害対策基本法」(以下、この章において「法」という。)第5条(市町村の責務)の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置 |
| イ 法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置 |
| ウ 法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置 |
| エ 法第68条の2(災害派遣の要請の要求等)の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置 |

県が実施する措置

- | |
|---|
| ア 法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき市長等から応援を求められたとき、又は応急措置の実施について要請を受けた場合の措置 |
| イ 法第70条(都道府県の応急措置)の規定に基づき、県の責務として実施すべき措置 |
| ウ 法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、災害の発生により市が大部分の責務を行うことができなくなったときの代行措置 |

第1節 総則

1 御前崎市地域防災計画と静岡県地域防災計画との関係

- (1) 法第42条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は、県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。
- (2) 「御前崎市地域防災計画」では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。
- (3) 「静岡県地域防災計画」は、市が「御前崎市地域防災計画」に基づいて実施する応急対策を助け、かつ総合調整を行うための措置、並びにその措置が推進できるよう「御前崎市地域防災計画」において配慮すべき事項を定めている。

2 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき、市が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

市の行う措置	
ア	気象庁からの警報の発令の伝達及び避難指示等に関する事項
イ	消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ	被災者の救難、救助その他保護に関する事項
エ	被害を受けた児童及び生徒等の応急の教育に関する事項
オ	施設及び設備の応急の復旧に関する事項
カ	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
キ	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
ク	緊急輸送の確保に関する事項
ケ	前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 防災業務計画と御前崎市地域防災計画及び静岡県地域防災計画との関係

- (1) 「御前崎市地域防災計画」は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。
- (2) 「静岡県地域防災計画」は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさせるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容を省き、分担する基本的事項のみとし、法第70条（都道府県の応急措置）の規定に基づく当該機関に対する応急措置の実施要請については計画ごとに明示し運用の総合性を図るものとする。

4 非常（緊急）災害対策本部との関係

非常災害の発生により法第24条（非常災害対策本部の設置）又は法第28条の2（緊急災害対

策本部の設置)の規定に基づき、内閣府に非常(緊急)災害対策本部が設置された場合は、この計画により実施するもののほか、非常(緊急)災害対策本部長の指示を受けるものとする。

5 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	<p>法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。</p>
相互協力	<p>ア 法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報業務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</p> <p>イ この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</p> <p>ウ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>エ ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</p>
市の配慮すべき事項	<p>ア 要請について</p> <p>(ア) 市は、「御前崎市地域防災計画」に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。</p> <p>(イ) 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信 電話等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。</p> <hr/> <p>イ 関係者への連絡周知について</p> <p>市は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう市内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。</p>
応援の指揮系統	<p>この計画に基づき市町等を応援する場合の指揮系統は、法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより、応援を受ける市長の指揮の下に行動するものとする。</p>

協力要請事項の 正確な授受	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>ア 機関名 イ 所属部課名 ウ 氏名</p>
従事命令等の 発動	<p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。</p>
標示等	<p>災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。</p>
知事による応急 措置の代行	<p>法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、「御前崎市地域防災計画」の定めるところより行うものとする。</p>
経費負担	<p>ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法等法令」に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。</p> <p>イ 県が市長の要請により、他の都道府県、市あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。</p>
活動体制	<p>市は県と連携し、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</p>

第2節 組織計画

市及び県の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置する。

1 災害対策組織

組織名等	概要
御前崎市防災会議	<p>ア 組織は、「資料編 1 関係条例・規定等 1-1」に定めるところによるものとする。</p> <p>イ 運営は、御前崎市防災会議条例（平成16年御前崎市条例第14号）及び御前崎市防災会議運営要領（平成18年3月28日施行）の定めるところによる。</p>
御前崎市災害対策本部	<p>ア 編成は、「資料編 2 事務分掌・本部組織図等 2-3」に定めるところによるものとする。</p> <p>イ 設置基準は、 (ア) 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、本部長がその対策を必要と認めるとき。 (イ) 「災害救助法」が適用される災害が発生したとき。 (ウ) その他本部長が必要と認めるとき。</p> <p>ウ 運営は、御前崎市災害対策本部条例（平成16年御前崎市条例第15号）「資料編 1 関係条例・規定等 1-2」及び御前崎市災害対策本部運営要領の定めるところによる。</p>
御前崎市水防本部	<p>水防本部の組織に関し、必要な事項は水防計画によるものとする。ただし、御前崎市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</p>
標識	<p>本部活動を円滑に進めるため、「資料編 2 事務分掌・本部組織図等 2-5」のとおり標識を定める。</p>
静岡県防災会議	<p>ア 編成は、「静岡県地域防災計画 資料編 I 3 静岡県防災会議委員の任命に関する要綱」の定めるところによる。</p> <p>イ 運営は、「静岡県地域防災計画 資料編 I 1 静岡県防災会議条例（昭和37年静岡県条例第42号）」及び「静岡県地域防災計画 資料編 I 2 静岡県防災会議運営要領（昭和37年12月14日静岡県公告）」の定めるところによる。</p>
静岡県災害対策本部	<p>ア 編成は、「静岡県災害対策本部編成図」※市町支援機動班の追記あり及び「静岡県災害対策本部方面本部編成図」の定めるところによる。</p> <p>イ 設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。</p> <p>ウ 運営は、「静岡県地域防災計画 資料編 I 4 静岡県災害対策本部条例（昭和37年静岡県条例第43号）」及び「静岡県地域防災計画 資料編 I 5 静岡県災害対策本部運営要領（昭和37年12月14日施行）」の定めるところによる。</p>
静岡県水防協議会	<p>水防協議会の組織に関し必要な事項は「静岡県水防計画書」（第20章第4節）の定めるところによる。</p>

静岡県水防本部	水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。
静岡県警察本部 災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は「第23節 県警察災害警備計画」の定めるところによる。
その他	ア 標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。 イ 本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

(1) 本部会議

- ア 本部長(市長)は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部会議を開催する。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長(副市長及び教育長)、危機管理監、統括及び本部員(各部長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
- ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部会議に報告する。
- エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第3節 応援・受援計画

この計画は、市長が動員を指示若しくは命令又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

市は、「御前崎市受援計画」を定める。

知事が応援を指示若しくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図る。

1 応援の実施基準

区分	内容	
応援の時期	市	市長が必要と認めるとき、又は「御前崎市受援計画」に定めるところにより実施する。
	県	<p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。</p>
応援動員対象者	ア 市職員 イ 市消防本部職員 ウ 消防団員 エ 警察官 オ 自衛官 カ 海上保安官	キ 医師、歯科医師又は薬剤師 ク 保健師、助産師又は看護師、栄養士 ケ 土木技術者又は建築技術者 コ 大工、左官又はとび職 サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

区分	内容
市職員の動員 「資料編 2 事務分掌・本部 組織図等 2- 1」	職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応でき得る体制を整備するため、各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとする。
市職員の応援	ア 共通事項 市は県と連携し、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

	<p>イ 市町支援機動班 県は大規模な被害が見込まれる市の応急対策を支援するため、必要に応じて市に職員を派遣する。 派遣された職員は、市が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市本部、県本部及び方面本部に報告する。 県から市町支援機動班が派遣された場合、受援計画に基づき県職員に市が求める支援内容を伝え、必要な支援を求める。</p> <p>ウ 技術職員 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p>						
<p>消防団の動員</p>	<p>動員は、原則として消防団を統括する消防団長が行う。</p>						
<p>消防団の応援動員要請</p>	<p>ア 応援動員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。</p> <table border="1" data-bbox="472 1070 1289 1182"> <tr> <td>(ア) 応援動員規模</td> <td>(エ) 装具等</td> </tr> <tr> <td>(イ) 期間</td> <td>(オ) 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 作業内容及び作業場所</td> <td>(カ) その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <p>イ 動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。</p>	(ア) 応援動員規模	(エ) 装具等	(イ) 期間	(オ) 集合時間及び集合場所	(ウ) 作業内容及び作業場所	(カ) その他必要と認める事項
(ア) 応援動員規模	(エ) 装具等						
(イ) 期間	(オ) 集合時間及び集合場所						
(ウ) 作業内容及び作業場所	(カ) その他必要と認める事項						
<p>警察官の応援動員要請</p>	<p>警察官の応援動員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。</p>						
<p>自衛隊の派遣要請</p>	<p>自衛隊の派遣に関し必要な事項は、「第27節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによるものとする。</p>						
<p>海上保安庁に対する支援要請</p>	<p>海上保安庁への応援要請に関し必要な事項については、「第28節 海上保安庁に対する支援要請計画」の定めるところによるものとする。</p>						
<p>医療助産関係者の応援動員要請 (従事命令を含む。)</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は、「第13節 医療・助産計画」の定めるところによるものとする。</p>						

<p>土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む。）</p>	<p>ア 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接行うものとする。</p> <p>イ 応援動員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。</p>	
<p>市</p>	<p>知事等に対する応援要請等</p>	<p>市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項</p> <p>市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</p> <p>市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p>
	<p>他の市町長に対する応援要請</p>	<p>ア 市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。なお、他の市町長等への応援の要請に関し必要な事項は、「第25節 応援協力計画」の定めるところによるものとする。</p> <p>イ 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>

	<p>県から市町に対する 応援</p>	<p>ア 知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。</p> <p>イ 知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由 (イ) 応援を必要とする人員、装備、資機材等 (ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間 (オ) その他応援に関し必要な事項</p>
<p>関係機関等への 協力要請</p>	<p>ア 災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の出遣を要請することができる。</p> <p>(ア) 出遣を要請する理由 (イ) 出遣を要請する職員の職種別人員数 (ウ) 出遣を必要とする期間 (エ) 出遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の出遣について必要な事項</p> <p>イ 法第30条の規定に基づき、県知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の出遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>(ア) 出遣のあつせんを求める理由 (イ) 出遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 (ウ) 出遣を必要とする期間 (エ) 出遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の出遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>ウ 上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</p>	

受入体制の確立	<p>ア 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行えるよう、応援動員派遣元の市と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。</p> <p>イ 県は、市の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>ウ 動員により応援を受ける市は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。</p> <p>エ 市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</p> <p>オ 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>カ 市は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。</p>
---------	---

3 富士山静岡空港の活用

県は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。

区 分	内 容
富士山静岡空港	<p>ア 警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点</p> <p>イ 災害派遣医療チーム（DMA T）の空路参集拠点</p> <p>ウ 広域医療搬送等を行う航空搬送拠点</p> <p>エ 広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点）</p> <p>オ 陸上自衛隊が設置する後方支援拠点</p> <p>カ 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点</p>

第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

基本方針	<p>ア 市、県間の緊密化</p> <p>（ア）情報の収集及び伝達は、静岡県災害対策本部と県西部方面本部、県西部方面本部と御前崎市災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。</p> <p>（イ）情報活動の緊密化のため菊川警察署は、県西部方面本部及び御前崎市災害対策</p>
------	--

	<p>本部に警察官を派遣するものとし、県西部方面本部も御前崎市災害対策本部に職員を派遣する。</p>
イ	<p>報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送（株）、（株）テレビ静岡、（株）静岡朝日テレビ、（株）静岡第一テレビ、及び静岡エフエム放送（株）は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。</p>
ウ	<p>情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。</p>
エ	<p>国の緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）との連携 （ア）緊急災害対策本部（又は非常災害対策本部）に対する報告、要請等は、静岡県災害対策本部において取りまとめて実施する。 （イ）県に緊急災害現地対策本部（又は非常災害現地対策本部）が設置された場合には、静岡県災害対策本部は、御前崎市災害対策本部との連携を図る。</p>
オ	<p>指定行政機関等との連携 県は指定行政機関及び指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p>
カ	<p>防災関係機関相互の連携体制の構築 （ア）県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 （イ）市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。 （ウ）市、県及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</p>
キ	<p>情報伝達体制の確保 市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>

1 市

区分	内容
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<p>ア 県（災害対策本部）から通知される気象等情報の受理は、御前崎市災害対策本部（御前崎市災害対策本部設置前においては、御前崎市警戒本部、若しくは御前崎市危機管理部危機管理課）において受理する。 イ 気象等情報は、同報無線、CATV、SNS、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。 ウ 気象注意報、警報の種類、発表基準については、「資料編 7 気象観測・気賞予警報関係 7-1」のとおりである。</p>

災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<p>ア 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>イ 方面隊派遣市職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。</p> <p>ウ 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>（ア）被害状況 （イ）避難の指示又は警戒区域設定状況 （ウ）生活必需物資の在庫及び供給状況 （エ）物資の価格、役務の対価動向 （オ）金銭債務処理状況及び金融動向 （カ）避難所の設置状況 （キ）避難生活の状況 （ク）医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 （ケ）応急給水状況 （コ）観光客等の状況</p>									
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。 特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 収集した情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</p> <table border="1" data-bbox="416 1256 1401 1682"> <tr> <td data-bbox="416 1256 635 1352">職員派遣による収集</td> <td data-bbox="635 1256 1401 1352">災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1359 635 1456">自主防災組織等を通じての収集</td> <td data-bbox="635 1359 1401 1456">自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1462 635 1585">参集途上の職員による収集</td> <td data-bbox="635 1462 1401 1585">勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1592 635 1682">その他留意事項</td> <td data-bbox="635 1592 1401 1682">市が被災等により被害状況等の報告ができなくなったときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</td> </tr> </table>		職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。	その他留意事項	市が被災等により被害状況等の報告ができなくなったときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。									
自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。									
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。									
その他留意事項	市が被災等により被害状況等の報告ができなくなったときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。									
市長への報告	<p>ア 関係部長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して、市長に報告するものとする。</p> <p>イ 警察署長は、災害情報を市長に通報する。</p>									

<p>県等への報告・要請</p>	<p>ア 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）（様式（一般・地震）第5-2・第5-3）及び定時報告（様式（一般・地震）第5-4）、確定報告（様式（一般・地震）第5-4）をふじのくに防災情報共有システム「FUJISAN」により県に報告する。</p> <p>イ 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。</p> <p>ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、静岡県災害対策本部にも報告する。</p> <p>情報及び申請すべき事項の主なものは次のとおりである。</p> <p>（ア）緊急要請事項</p> <p>（イ）被害状況</p> <p>（ウ）市の災害応急対策実施状況</p> <p>ウ 消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。</p> <p>エ 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。</p> <p>オ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>カ 収集した情報について、防災IoTシステム等を活用し、県等への報告を行う。</p>
<p>御前崎市防災会議への報告</p>	<p>必要に応じ、被害状況及び応急対策等の措置について、御前崎市防災会議に報告するものとする。</p>
<p>被害の調査</p>	<p>被害状況の調査にあたっては、調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、災害罹災者調査原票（様式（一般・地震）第6-1）を作成・整備し、必要があるときには、罹災証明書（様式（一般・地震）第6-2）を発行する。</p>

2 県

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<p>ア 国（気象庁）から伝達される気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象等情報」という。）は静岡県災害対策本部（静岡県災害対策本部設置前においては静岡県警戒本部又は危機管理部）で受理する。</p> <p>イ 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。</p> <p>ウ 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。</p> <p>エ 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、「静岡県地域防災計画資料編Ⅱ 5-3-1」、その伝達経路は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 5-3-2、5-3-5」、土砂災害警戒情報の発表については、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 5-3-3」、その伝達については「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 5-3-4」、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 5-2-3」、「津波対策編 第3章 第2節 1」、その伝達経路は「静岡県地域防災計画資料編Ⅱ 5-3-6」、噴火警報・予報の発表基準は「静岡県地域防災計画火山災害対策編Ⅰ 第1章 第1節 4、Ⅱ 第1章 第2節」、その伝達経路は「Ⅰ 第3章 第1節、Ⅱ 第3章 第1節、資料編Ⅱ 5-3-8」による。</p> <p>オ 静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、静岡県地方气象台と共同で発表する、土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。</p> <p>カ なお、水防予警報の収集及び伝達については「静岡県地域防災計画風水害対策編」の定めるところによる。</p>
被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集、伝達	<p>収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を「情報広報実施要領」にあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>ア 緊急要請事項</p> <p>イ 被害状況</p> <p>ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況</p> <p>エ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況</p> <p>オ 交通規制等道路交通状況</p> <p>カ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況</p> <p>キ 避難状況</p> <p>ク 緊急輸送実施状況</p> <p>ケ 自衛隊活動状況</p> <p>コ 災害拠点病院及び救護病院の活動状況</p>

情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p>	
	計測機器による収集	<p>本庁、総合庁舎、水産・海洋技術研究所富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。</p>
	航空偵察等による収集	<p>県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集し、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</p>
情報収集方法等	職員派遣による収集	<p>ア 県西部方面本部は、大規模災害発生後、直ちに職員を市に派遣し、市より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p>
		<p>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</p>
	参集途上の職員による収集	<p>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</p>
	防災関係機関からの収集	<p>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。 また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員からも被害情報を収集する。</p>
	その他留意事項	<p>市が被災等により被害状況等の報告ができなくなったときは、上記の手段を用いて被害情報を積極的に収集する。</p>
市からの報告	<p>ア 被害速報（随時） (ア) 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 7-1 被害程度の認定基準」に基づき、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 7-2 被害速報（随時）」により、県西部方面本部長（県西部地域局長等）を経て、本部長（知事）に報告する。 (イ) 被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県西部方面本部長（県西部地域局長等）に報告する。 (ウ) 県西部方面本部長（県西部地域局長等）に連絡がつかない場合は、本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は、内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、本部長（知事）及び県西部方面本部長（県西部地域局長等）にも報告する。</p>	

	<p>イ 定時報告 (ア) 県西部方面本部長（県西部地域局長等）は、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 7-3 被害状況集計表」により、市長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長（知事）に報告するものとする。 (イ) 収集時間は、災害発生之都度定めるものとするが、市長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 7-4 災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。</p>	
	<p>ウ 確定報告 市長は、被害状況確定後速やかに「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 7-4 災害定時及び確定報告書」により県西部方面本部長（西部地域局長等）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</p>	
<p>内閣総理大臣に対する報告</p>	<p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき害は、 (ア) 県が静岡県災害対策本部を設置した災害 (イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 (ウ) (ア) 又は (イ) に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</p>	
	<p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。 把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。</p>	
	<p>ウ 市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。</p>	
	<p>エ 内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。 平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。 （消防庁応急対策室）</p>	
	<p>電話</p>	<p>F A X</p>
<p>平日（9:30～18:15）</p>	<p>03-5253-7527</p>	<p>03-5253-5737</p>
<p>上記以外</p>	<p>03-5253-7777</p>	<p>03-5253-7553</p>

	<p>オ 報告は次の基準に該当するものとする。</p> <p>(ア) 「災害救助法」の適用基準に合致するもの</p> <p>(イ) 県又は市が災害対策本部を設置したもの</p> <p>(ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの</p> <p>(エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの</p> <p>(オ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</p> <p>(カ) 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの</p> <p>なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。</p>
国・防災関係機関への要請等	<p>ア 国に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、静岡県災害対策本部から中央防災無線、防災I・Tシステム等により行う。</p> <p>イ 防災関係機関に対し、静岡県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。</p> <p>ウ 県は、国が主催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p>
静岡県防災会議に対する報告	<p>必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、静岡県防災会議に報告するものとする。</p>

3 防災関係機関

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の収集及び伝達	<p>静岡県災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。</p>
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<p>ア 被害状況及び災害応急対策実施状況、復旧見込み等の情報収集を行う。</p> <p>イ 「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに静岡県災害対策本部に対し報告を行うものとする。その主なものは次のとおりである。</p> <p>(ア) 緊急要請事項</p> <p>(イ) 被害状況</p> <p>(ウ) 災害応急対策実施状況</p>
情報収集	<p>災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。</p>

4 情報伝達手段及び通信系統

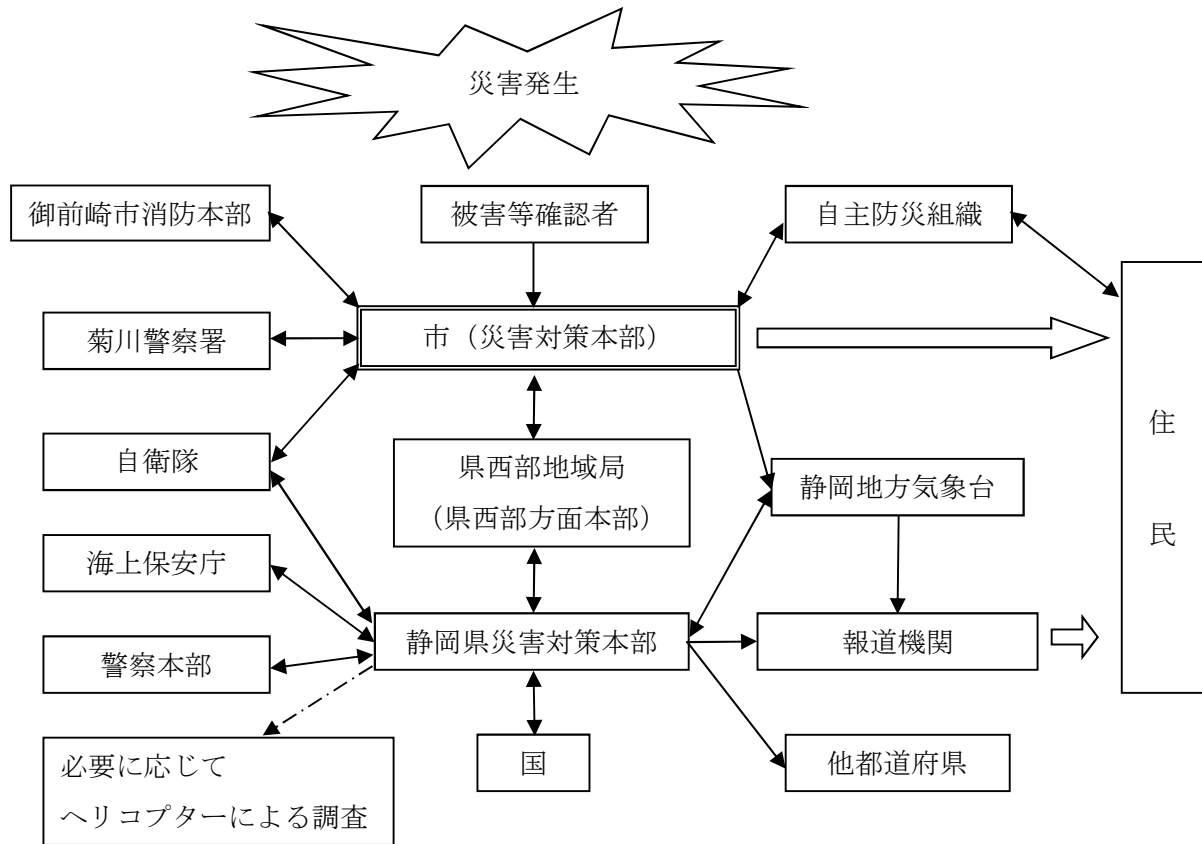
情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に

努めるものとする。

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため市、県及び関係機関とを結ぶ通信系統は、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 8-6 県庁及び市町通信系統一覧表」による。

区 分		内 容	
市防災行政無線		市と方面隊、自主防災組織及び消防団との情報伝達に用いる。	
県防災行政無線		主として県と市間の情報伝達に用いる。	
その他の無線及び有線電話等	市	同報無線、地域防災無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常電話、非常通話、非常電報等のほか、パーソナル無線、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話、IP無線及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。防災無線の活用は「資料編 10 通信関係 10-2~10-4」による。	
	県	孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同報無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。	
		非常通信の利用	東海地方非常通信協議会加盟無線局（静岡県分）、加盟機関は、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 8-7-1」のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。
非常通信の利用		災害の発生により有線通信回線の利用ができなくなった場合、防災無線をはじめ防災関係各機関の非常通信を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。	
報道機関への協力要請による伝達		広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。	
自主防災組織を通じての連絡		ア 主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。 イ 必要に応じ現地に市職員（消防団員を含む。）が出向き、ハンドマイクを使用し実施する。	
電気事業者		停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。	
電気通信事業者		通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。	
広報車等の活用			

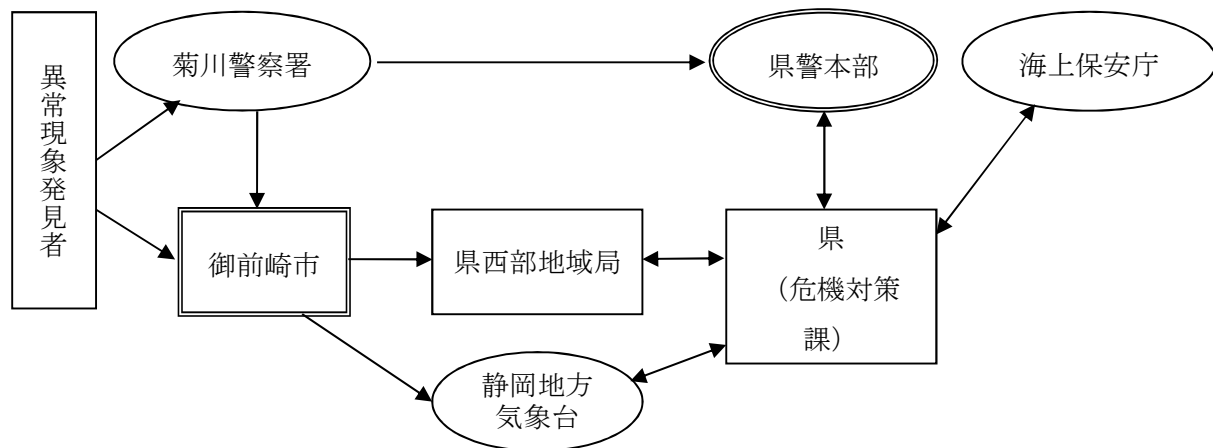
【情報連絡系統図】



5 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

市がその通報を受けた場合は、西部地域局等を通して、県危機対策課へ遅滞なく通報するものとする。



6 災害の被害等の情報の収集及び伝達

情報収集体制及び御前崎市災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面「第33節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

(消防庁応急対策室)

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

第5節 災害広報計画

災害時における市と県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、広報活動の万全を期する。

その際、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 市

区 分	内 容
広報事項	<p>ア 御前崎市災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。</p> <p>イ 広報事項の主なものは、次のとおりである。</p> <p>(ア) 気象、地象、水象に関する情報</p> <p>(イ) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起</p> <p>(ウ) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み</p> <p>(エ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</p> <p>(オ) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み</p> <p>(カ) 人心安定のため市民に対する呼びかけ</p> <p>(キ) 自主防災組織に対する活動実施要請</p> <p>(ク) その他社会秩序保持のための必要事項</p>
報道機関に対する協力等	<p>ア 御前崎市災害対策本部において報道機関に対し正式情報を発表する場合の情報発表責任者は、副本部長（副市長）とする。</p> <p>イ 報道機関に対する正式情報の発表は、原則として記者クラブを通じて行う。「資料編 3 組織 3-2」</p> <p>ウ 市（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</p>
広報実施方法	<p>ア 同報無線、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、御前崎市防災アプリ、コミュニティFM、IP通信網、御前崎市ホームページ、CATV、SNS、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p> <p>イ 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。</p> <p>ウ 自主防災組織を通じての連絡</p> <p>エ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</p>

県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
被災者の安否に関する情報の提供等	<p>ア 市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。</p> <p>イ また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針「静岡県地域防災計画 資料編Ⅰ13～15」に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</p>

2 県

区分	内 容
広報事項	<p>ア 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「情報広報実施要領」等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</p> <p>イ 実施に際しては、報道機関、市及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</p> <p>ウ 広報事項の主なものは次のとおりである。</p> <p>(ア) 気象、地象、水象に関する情報</p> <p>(イ) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起</p> <p>(ウ) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み</p> <p>(エ) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</p> <p>(オ) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み</p> <p>(カ) 人心安定のため県民に対する呼びかけ</p> <p>(キ) 自主防災組織に対する活動実施要請</p> <p>(ク) その他社会秩序保持のための必要事項</p>
報道機関に対する協力等	<p>ア 県（災害対策本部）が報道機関に対応する場合の総括責任者は知事公室長、知事戦略局長とする。</p> <p>イ 報道機関に対する情報の発表は原則として、県政記者会及び社会部記者会を通じて行う。又は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ 1－3 報道機関一覧表」に掲げる各社（支局）に対して個別に行う。</p> <p>ウ 県（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。</p>
広報実施方法	<p>ア 静岡県災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。</p> <p>イ 災害情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。</p> <p>ウ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</p>
	<p>印刷媒体</p> <p>災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類、県政記者会加盟の日刊紙</p>

	視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）
		テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）
		同報無線、有線放送、インターネット（県、市の公式ホームページ、「静岡県防災」、X、Facebook 等）、道路情報提供装置	
	広報車による広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市に協力を求めて実施する。 ただし被災地が広範囲な場合には必要に応じ、県所有の車両を用いて実施する。	
市との連携	ア 市から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。 イ 災害応急対策上必要な事項を市を通じて広報しようとする場合は、その都度市に依頼する。		
外部機関との連携等	ア 県（災害対策本部）は、外部機関から災害対策に関する事項について、県の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 イ 県以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 ウ 県（災害対策本部）は、県以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。		
国会、中央諸官庁に対する広報	県（災害対策本部）は、災害の規模により、国会、中央官庁に対して広報する必要があると認めるときは、中央連絡部（東京事務所）を通じ直接災害情報資料を提供して広報に努める。		
県民からの問い合わせ等の処理	復旧状況等の問い合わせ、情報提供や相談に対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。		
被災者の安否に関する情報の提供等	ア 県は、市と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。 イ また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針（静岡県地域防災計画 資料編 I 13～15）に基づき市町及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。		

3 防災関係機関

区分	内容
広報事項	<p>広報事項は、「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。</p> <p>ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況</p> <p>イ 災害応急対策状況及び復旧見込み</p>
広報実施方法	<p>広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この</p>

	場合、市及び県との連携を密にするものとする。
被災者の安否に関する情報の提供等	市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

4 経費負担区分

区 分	内 容
市及び県広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
県が市に広報を依頼する場合	市に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、市及び県が負担するものとする。

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源		情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ		津波警報、知事・市長の放送要請事項
ラジオ、テレビ		地震情報等、交通機関運行状況等
同報無線、コミュニティFM、CATV、SNS、広報車		主として市内の情報、指示、指導等
インターネット	市及び県の公式ホームページ、X、Facebook	主として市内の情報、指示、指導等
	御前崎市防災アプリ	主として市内の情報、指示、指導等
	「静岡県防災」	ア ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等 イ 防災アプリ
自主防災組織を通じての連絡		主として御前崎市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘		津波警報、火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画

「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法」の定めるところによる。「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」

適用基準	ア 1号適用（災害救助法施行令第1条第1項第1号） 市内の住宅滅失世帯 60世帯以上
	イ 2号適用（災害救助法施行令第1条第1項第2号） 県の区域内において2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内で前記アの半数以上の世帯の住家が滅失した場合
	ウ 3号適用（災害救助法施行令第1条第1項第3号） （ア）被害が全県下に及ぶ大災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で市内の被害世帯数が多数であるとき （イ）災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき
	エ 4号適用（災害救助法施行令第1条第1項第4号） 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2 被害世帯の算定基準

被害世帯の算定基準は、住家滅失等の認定、世帯住家の単位及び被害程度の認定基準「資料編 9 被害報告関係 9-1」による。

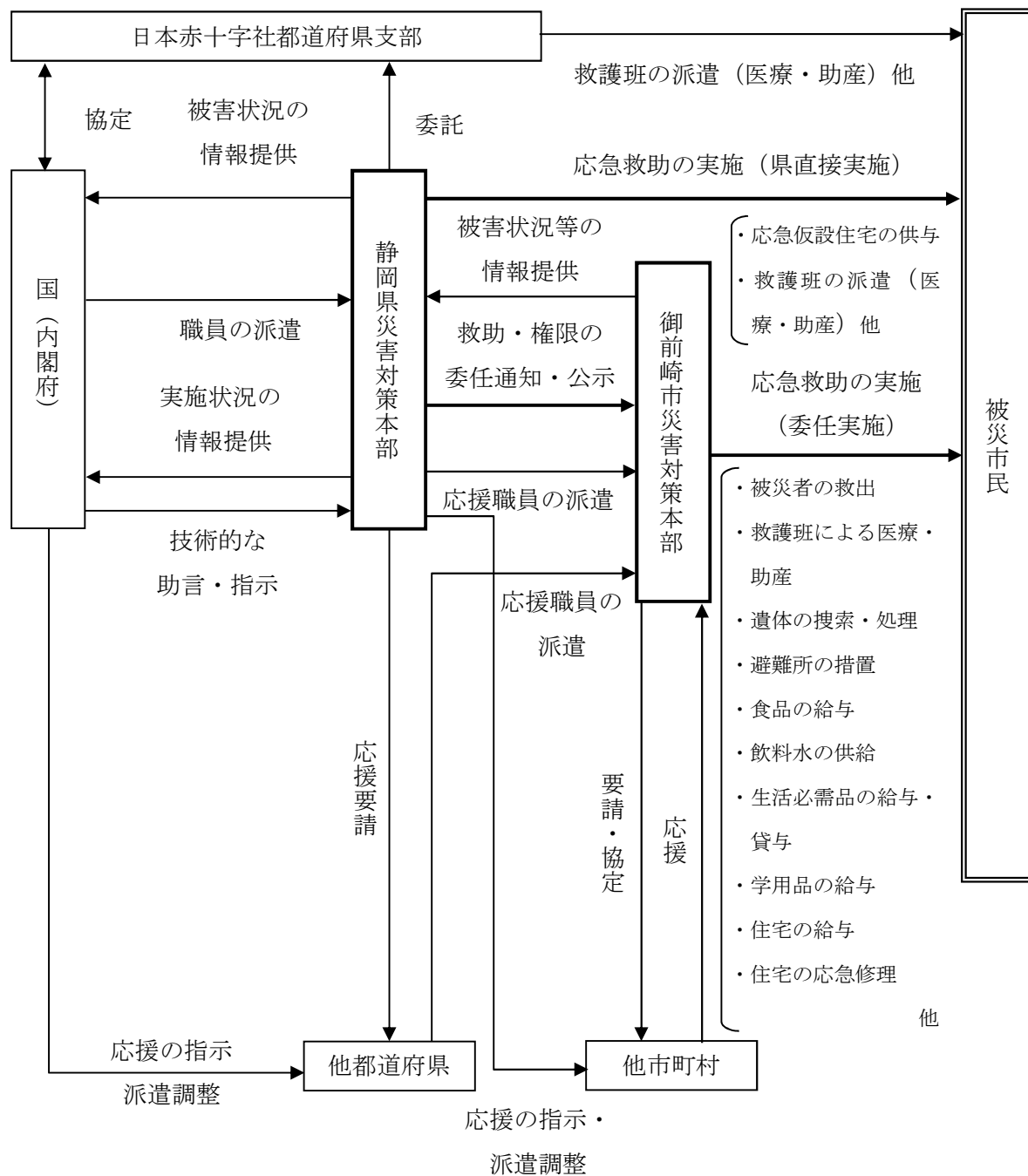
区分	内容
被害世帯の算定	前記1のア～ウに規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	ア 滅失（全壊・全焼・流失） 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 （ア）住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの （イ）住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

	<p>イ 半壊・半焼 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 (ア) 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 (イ) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。</p>
世帯及び住家の単位	世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家 現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続「資料編 11 消火・救急・救助、危険物等施設 11-1」

区分	内容
市の報告	市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県西部地域局を経由して県に報告しなければならない。
県における適用手続	<p>ア 知事は市からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県関係部局に通知するものとする。</p> <p>イ 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。</p>

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



4 災害救助法事務

(1) 災害に際し、市における被害が「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

区 分	内 容
災害救助法事務	ア 避難所の設置及び受入れ イ 炊出し、その他による食料の給与 ウ 飲料水の供給 エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 オ 医療及び助産 カ 被災者の救出 キ 被災者の住宅の応急修理 ク 学用品の給与 ケ 埋葬 コ 遺体の捜索 サ 遺体の処理 シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 災害救助法費用限度額

費用限度額については、「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」による。

5 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

6 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町に積極的に助言する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報 (警報級の可能性) ※ 1 (気象庁が発表)		・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの) (気象庁が発表)	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (注意) ・ 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (注意)	・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市長が発令)	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (警戒) ・ 大雨警報 (土砂災害) ・ 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (警戒) ・ 高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの) ※ 2	危険な場所から高齢者等避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示 (市長が発令)	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (危険) ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (危険)	危険な場所から全員避難 ・ 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・ 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる (退避) 等により「屋内安全確保」を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3 	
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※4 ・(大雨特別警報(土砂災害))※4 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫) ・高潮氾濫発生情報※5 	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地へ立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

- (注) 1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。
- 2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 5 「早期注意情報(警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部・中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当される。
- 7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがある

ると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

- 8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。
- 9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ 実施者

(ア) 緊急安全確保、避難指示

- a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

更に、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町長に代わって行う（法第60条）。

- b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第

61条)。

d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。

e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。

f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「御前崎市避難指示等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市、県、県警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に

対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

イ 警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。

警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

- ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- イ 県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。
- ウ 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針「静岡県地域防災計画 資料編 I 13～15」に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- エ 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- オ 市は当該市の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。
- カ 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- キ 自衛隊の救出活動は「第27節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。
- ク 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ア 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 イ 職員を動員し負傷者等を救出する。 ウ 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 エ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 オ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合は、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 応援を必要とする理由 (イ) 応援を必要とする人員、資機材等 (ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間 (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

県	<p>知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。</p> <p>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</p> <p>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</p> <p>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</p> <p>エ 救出活動の総合調整を行う。</p> <p>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</p>
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>オ 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導・運営

区分	内容
避難地への市職員の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 （ア）火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 （イ）自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動等を行う。 （ウ）住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一時避難地又は広域避難地へ避難する。 （エ）一時避難地へ避難した住民等は、当該一時避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛隊の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>その他の区域で避難を要する場合</p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある

	る障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<p>ア 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>(ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>(イ) 地震等に関する情報の伝達</p> <p>(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>(エ) 必要な応急救護</p> <p>(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>イ 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p>

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

県は、市町を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

ア 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平時より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 県

市町から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受入れの対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示が発せられた場合
- b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

(イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

- (ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (エ) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- (オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び快適なトイレ設置、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置の状況等の把握
- (カ) 避難行動要支援者への配慮
- (キ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施
- (ク) 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- (ケ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- (コ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (サ) 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- (シ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティの人、乳幼児、外国人等の要配慮者への配慮
- (ス) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- (セ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (ソ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防災ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
- (タ) 避難所における人権と安全を守るため、女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲示等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (チ) 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- (ツ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所

運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

(テ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

(ト) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく県の実施事項

(1) 避難所の設置

ア 設置基準

(ア) 原則として学校、公民館等既存建物を使用する。

(イ) 既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ 費用の限度

「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ20-1-2」のとおり。

ウ 実施期間

(ア) 災害発生の日から7日以内。

(イ) ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 罹災者の救出

ア 実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

イ 費用の限度

救助に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ 実施期間

(ア) 災害発生の日から3日以内。

(イ) ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

6 市長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 市長の要求に基づく県の実施事項

ア 当該市町外の既存施設を避難所とする場合のあっせん

イ 当該市町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用

ウ 自衛隊の派遣要請

エ 海上保安庁に対する支援要請

オ 消防団の応援動員要請

(2) 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域	エ 輸送手段
	イ 避難を要する人員	オ その他必要事項（災害発生原因）
	ウ 避難期間	
救出の場合	ア 救出を要する人員	
	イ 周囲の状況（詳細に記入のこと）	
	ウ その他必要事項（災害発生原因）	

(3) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 物資の備蓄、調達、供給関係

ア 市は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

イ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄について

は、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

ウ 市は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、トイレカーやキッチンカー等の市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

エ 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段を確保する。

オ 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

カ 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

キ 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

ク 県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

8 避難行動要支援者への支援

市及び県は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

更に、市及び県は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市及び県は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び県は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市町等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等へ

の入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

9 広域避難・広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (5) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (6) 被災市は、広域一時滞在の受入市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。
- (7) 市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (8) 市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	ア 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 イ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には

		可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	ア 広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 イ 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	被災市町	ア 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 イ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第 8 節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県及び飼い主等の実施事項を定める。

区 分	内 容	
同行避難動物への対応	市	<p>ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p>イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難をした被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p>
	県	<p>避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。</p>
	飼い主	<p>ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。</p> <p>イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。</p> <p>ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。</p> <p>エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。</p>
放浪動物への対応	市	<p>ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。</p> <p>イ 「狂犬病予防法」に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。</p> <p>ウ 「狂犬病予防法」に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。</p> <p>エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。</p> <p>オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。</p> <p>カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。</p>
	県	<p>市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。</p>
	飼い主	<p>ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。</p> <p>イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。</p>

(※) 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。
避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

災害により日常の食事に支障がある罹災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市及び県の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	<p>ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。</p> <p>イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県西部方面本部を通じて県に調達、又はあっせんを要請する。</p> <p>（ア）調達又はあっせんを必要とする理由</p> <p>（イ）必要な食料の品目及び数量</p> <p>（ウ）引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>（エ）連絡課及び連絡責任者</p> <p>（オ）荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>（カ）経費負担区分</p> <p>（キ）その他参考となる事項</p> <p>ウ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>エ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</p>

県	<p>ア 知事は、市町から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</p> <p>イ 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ12-2-1のとおり」とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。</p> <p>エ 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、「静岡県地域防災計画 第19節 輸送計画」に基づき措置する。</p> <p>オ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。</p> <p>カ 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。</p> <p>キ 必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>ク 知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。</p>
市民及び自主防災組織	<p>ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。</p> <p>イ 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。</p> <p>ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</p>
農林水産省	<p>県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。</p>

2 災害救助法に基づく市の実施事項

区分	内容
食料給与の対象者	<p>ア 避難所に避難した者</p> <p>イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者</p> <p>ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等</p> <p>エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合せがない者</p>
対象品目	<p>ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食</p> <p>イ 副食（調味料を含む。）</p>

対象経費	<p>ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等</p> <p>イ 副食費 (調味料を含む。)</p> <p>ウ 燃料費</p> <p>エ 雑費 (ア) 器物 (炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等) の使用謝金又は借上料 (イ) アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費</p>
費用の限度	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」
実施期間	<p>災害発生の日から7日以内。</p> <p>ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難の場合は、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</p>

県の実施事項は、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 食料供給計画 2 災害救助法に基づく県の実施事項」による。

3 応急食料調達給与の方法

区分	内容	
応急食料給与の方法	実施者	市において、応急食料の調達を実施する場合、御前崎市災害対策本部の物資班より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は、配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。
	給与の方法	<p>ア 責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与、備蓄食料の提供等適当な方法により実施するものとする。</p> <p>イ なお、被災者用として市が防災倉庫に保管してある備蓄食料は「資料編 13 物資の備蓄・調達・供給 13-2」のとおりである。</p> <p>(ア) 配給品目は主食及び副食とする。</p> <p>(イ) 配給数量は1人1日3食以内</p>
	対象者その他	「災害救助法」の食品給与の実施事項によるものとする。
応急食料給与の方法	炊出しの実施場所	炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選び、自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力により実施する。
応急食料調達方法	調達方法	応急食料の調達は、原則として市において措置するものとする。
	輸送措置	輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき、措置するものとする。

4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合

「災害救助法」又は「国民保護法」が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

5 応急食糧の保管状況

「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ12-3-2」のとおり

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのご程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、市及び県の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保 計画量	市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	<p>ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</p> <p>イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。</p> <p>(ア) 調達又はあっせんを必要とする理由</p> <p>(イ) 必要な物資の品目及び数量</p> <p>(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</p> <p>(エ) 連絡課及び連絡責任者</p> <p>(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無</p> <p>(カ) 経費負担区分</p> <p>(キ) その他参考となる事項</p> <p>ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>エ 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。</p> <p>オ 市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>(ア) 必要なLPガスの量</p> <p>(イ) 必要な器具の種類及び個数</p>

<p>県</p>	<p>ア 知事は、市町から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</p> <p>イ 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ12-3-1及び12-3-2のとおり」とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</p> <p>エ 物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、「静岡県地域防災計画 第19節 輸送計画」に基づき措置する。</p> <p>オ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</p> <p>カ 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>キ 必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>ク 知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</p> <p>ケ 知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</p> <p>コ 県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</p>
<p>市民及び自主防災組織</p>	<p>ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は県に供給を要請する。</p> <p>イ 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。</p> <p>ウ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</p>
<p>日本赤十字社静岡県支部</p>	<p>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市町を通じ被災者に配分する。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあっせんし又は調達する。</p>

2 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分		内 容
<p>衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者</p>		<p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>
<p>対象品目</p>	<p>被服、寝具、身のまわり品</p>	<p>洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</p>
	<p>日用品</p>	<p>石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</p>

	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、LPガス等
費用の限度	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」	
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	

県の実施事項は、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画 2 災害救助法に基づく県の実施事項」による。

3 衣料、生活必需品、その他物資調達給与の方法

区 分		内 容
衣料、生活必需品、その他物資調達の的方法	衣料、生活必需品等の調達方法	衣料等は、市が今後供給協定を締結する業者より調達し、費用限度額に基づき、罹災状態、物資の種類、数量等を勘案して、別に定めるところにより行うものとする。
	輸送方法	調達した衣料、生活必需品等の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において、措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき、市が措置するものとする。
衣料、生活必需品等の給与の方法	実施者	市において、衣料、生活必需品等の給与を実施する場合、市長は、御前崎市災害対策本部の物資班より責任者を指名し、各現場にそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は、配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。
	給与の方法	ア 責任者は、衣料品、生活必需品等の給与に際して、罹災状況、罹災世帯の構成人員、物資の種類等を勘案し、物資配分計画を作成して実施するものとする。 イ 被災者用として市が防災倉庫に保管してある備蓄毛布等は「資料編 13 物資の備蓄・調達・供給 13-2」のとおりである。

4 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

- (1) 県は、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。
- (2) 県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

第11節 給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、県、水道事業者、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容						
市	<p>ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。</p> <p>(ア) 給水を必要とする人員</p> <p>(イ) 給水を必要とする期間及び給水量</p> <p>(ウ) 給水する場所</p> <p>(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</p> <p>(オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</p> <p>(カ) その他必要事項</p> <p>ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</p> <p>エ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。</p>						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">飲料水の供給を受ける者</td> <td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給量</td> <td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td> <td>災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </table>	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者						
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル						
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。						
県	<p>ア 知事は、市町から飲料水の調達について、あつせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあつせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。</p> <p>イ 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。</p> <p>ウ 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。</p>						
水道事業者	<p>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</p>						

市民及び自主防災組織	<p>ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</p> <p>イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。</p> <p>ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</p> <p>エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p>
------------	--

2 給水実施方法

区 分	内 容
実施者	市において飲料水の供給を実施する場合、市長は、御前崎市災害対策本部の水道班より責任者を指名する。
給水方法 (緊急かつ短期間における給水方法)	<p>ア 給水は、「資料編 17 ライフライン関係 17-1」に基づき、給水実施計画を作成し、措置する。</p> <p>イ 給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に住民に周知するものとする。</p> <p>ウ 広範な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速化を図るものとする。</p>
給水施設の応急復旧	道路決壊、橋梁流失等被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、水道工事業者（市水道指定工事店）の協力を得て措置するものとする。「資料編 17 ライフライン関係 17-3」

3 災害救助法に基づく県の実施事項

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
費用の限度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。
実施期間	<p>災害発生の日から7日以内</p> <p>ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。</p>

4 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市及び県は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画 7 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	<p>ア 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</p> <p>イ 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>
	宅地等	<p>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>
県	建築物	<p>県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。</p>
	宅地等	<p>県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。</p>

市民	<p>ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</p> <p>イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
----	---

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯数を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	<p>建設型応急住宅の建設</p> <p>ア 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</p> <p>イ 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</p>
	<p>賃貸型応急住宅の借上げ</p> <p>借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</p>
応急仮設住宅の管理運営	<p>ア 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</p> <p>イ その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</p>
応急住宅の入居者の認定	<p>ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</p> <p>イ 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</p>
市営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

<p>応急住宅の管理</p>	<p>ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</p>					
<p>住宅の応急修理</p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p>	<p>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</p>				
<p>住宅の応急修理</p>	<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p>	<p>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建築業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</p>				
<p>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p>	<p>ア 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="440 1016 1369 1496"> <tr> <td data-bbox="440 1016 721 1258"> <p>応急仮設住宅の場合</p> </td> <td data-bbox="727 1016 1369 1258"> <p>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1267 721 1496"> <p>住宅応急修理の場合</p> </td> <td data-bbox="727 1267 1369 1496"> <p>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p> </td> </tr> </table> <p>イ 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p>		<p>応急仮設住宅の場合</p>	<p>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>	<p>住宅応急修理の場合</p>	<p>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>
<p>応急仮設住宅の場合</p>	<p>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>					
<p>住宅応急修理の場合</p>	<p>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p>					
<p>住居等に流入した土砂等障害物の除去</p>	<p>住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無</p>					

(3) 県の実施事項

県の実施事項は、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 3 応急住宅の確保 (2) 県の実施事項」による。

4 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容		
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	
	規模及び費用	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」	
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内ただし、事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	
	その他	供与・維持管理・処分及び手続等、知事から委任を受けて行う場合、「災害救助法」に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。	
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修理対象者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある者
		規模及び経費	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」
		修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある
	日常生活に必要な最低限度の部分の修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
		規模及び経費	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」
		修理期間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内
住宅応急修理	その他	知事から委任を受けて修理を行うときは「災害救助法」による住宅の「応急修理要領」による。	

県の実施事項は、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 4 災害救助法に基づく県の実施事項」による。

5 実施方法

区 分	内 容	
入居者・修理者の選考	<p>ア 仮設住宅の入居者及び住宅の応急修理の対象者の選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するものとする。</p> <p>イ 選考に当たっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。</p>	
選考基準	<p>ア 「生活保護法」の被保護者及び要保護者</p> <p>イ 特定の資産のない失業者</p> <p>ウ 特定の資産のない寡婦・母子世帯</p> <p>エ 特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者</p> <p>オ 特定の資産のない勤労者、中小企業者</p> <p>カ 前各号に準ずる経済的弱者</p>	
仮設・修理方法	実施者	市において、住宅の仮設及び応急修理を実施する場合、市長は、御前崎市災害対策本部の住宅班より責任者を指名する。なお、住宅の仮設及び応急修理の施工は、原則として工事請負により行うものとする。
	住宅の規模・構造等	設置数・規模・構造単価及び修理方法等については、「災害救助法」の実施基準に基づいて行うものとする。
	仮設住宅建設用地の配慮	仮設住宅の建設用地については、飲料水・交通・教育等の便を考慮し、選定するものとする。「資料編 18 応急復旧関係 18-3」市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との貸借契約（契約期間2ヶ年）締結後工事に着手するものとする。
	建築資材、労務者等	<p>ア 建築資材の調達 建築資材の調達については、当該取扱業者により措置するものとする。</p> <p>イ 建設業者の動員 技術者、労働者等の動員については、市内の建設業者「資料編 18 応急復旧関係 18-1」の協力を得て行う。</p> <p>ウ 建設機械等の借上げ 建設土木機械の借上げは、市内の建設業者「資料編 18 応急復旧関係 18-1」の協力を得て、措置するものとする。</p>

	建設資材の輸送措置	調達した建設資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき、措置するものとする
--	-----------	---

6 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

- (1) 関東森林管理局は、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置により、市長、知事等からの要請で行う。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給の特別措置については「静岡県地域防災計画 資料編 II 12-6」のとおり。

7 要配慮者への配慮

- (1) 応急仮設住宅への受入れに当たっては要配慮者に十分配慮すること。
- (2) 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- (3) 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (4) 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

市及び県は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

10 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、「消防法」第17条の規定は、適用しない。
市、県の長の措置	ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、市及び県等の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- ア 市は、当該市域内の医療救護を行うため、郡市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市町独自では対応できない事態に対応する。
- ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。
- エ 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市町が行う。
- オ 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- キ 市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。
- ケ 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWT）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。
- コ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業所、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- サ 市及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- シ 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所（福祉避難所を含む）等、救護所及び社会福祉施設等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- ス 県は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため、災害時健康危機管

<p>理支援チーム（DHEAT）や保健師等チームの応援派遣を行うものとする。</p> <p>セ 市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>ソ 県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</p>
--

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</p> <p>イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</p> <p>ウ 傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</p> <p>エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p> <p>オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。</p> <p>カ 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。</p> <p>(ア) 必要な救護班数</p> <p>(イ) 救護班の派遣場所</p> <p>(ウ) その他必要事項 (災害発生の原因)</p> <p>キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>
県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>ア 知事は、市町から救護班 (DMAT、DPAT等医療チーム) の派遣要請があったときは関係機関「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ14-2-3」に対して救護班の派遣を要請する。</p> <p>イ 知事は、市町から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ14-3-1」から調達・あっせんを図る。</p> <p>ウ 知事は、市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ14-2-2」へ供給を要請する。</p> <p>エ 知事は、市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。</p> <p>オ 知事は、市町から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム (JMAT) の派遣を要請する。</p> <p>カ 知事は、市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。</p> <p>キ 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ14-2-1」への重症患者の受入の要請等必要な措置を講ずる。</p> <p>ク 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。</p>
市民及び自主防災組織	<p>ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p>

4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区分	内容
医療救護班の派遣	<p>ア 日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。</p> <p>イ 医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</p>
広域応援	<p>ア 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</p> <p>ウ 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</p>

5 災害救助法に基づく市の実施事項

区分	内容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	<p>ア 災害のため助産の途を失った者</p> <p>イ 現に助産を要する状態の者</p> <p>ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者</p> <p>エ 被災者の如何を問わない</p> <p>オ 本人の経済的能力の如何を問わない</p>
医療・助産の範囲	<p>医療</p> <p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術、その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p>
	<p>助産</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前、分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</p>
実施期間	<p>医療</p> <p>災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>ただし、必要に応じ知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。</p>
	<p>助産</p> <p>分べんした日から7日以内ただし、必要に応じ知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。</p>
費用の限度額	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」
費用の限度	<p>医療</p> <p>ア 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費</p> <p>イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</p>

	助産	ア 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額
--	----	---

県の実施事項は、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 医療・助産計画 5 災害救助法に基づく県の実施事項」による。

6 実施方法

災害時の医療活動は、「御前崎市医療救護計画」で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

区 分	内 容
医療関係団体	災害が発生した場合は、市立御前崎総合病院等と緊密な連携をとり医療活動の万全を期するものとする。 なお、医療関係団体一覧は「資料編 15 医療関係 15-1」のとおりである。
救護班	ア 救護班の編成 医師会の協力を得て、救護班を編成するよう努めるものとする。 救護班は、医師1名、看護師2名をもって編成し、携行薬品等は救護班において用意し、又は各救護所に用意してあるものを使用する。 イ 救護所の設置 救護病院（市立御前崎総合病院）のほか、しろわクリニック及び市立御前崎総合病院に救護所を開設し、医療救護を行うものとする。救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。
医薬品の確保	医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平時から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。「資料編 15 医療関係 15-2」

7 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、「医療法」第4章及び「消防法」第17条の規定は、適用しない。

市、県の長の措置	<p>ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。</p> <p>イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置</p>
----------	---

災害を受けた被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、新型コロナウイルス（COVID-19）等を含めた感染症流行の未然防止並びに感染拡大防止を図る。

9 被災者の健康支援

実施主体	内容
市	<p>被災者の健康問題への健康支援活動を行う。</p> <p>ア 避難所等の生活環境を把握し、感染症や食中毒の予防策を講じる。</p> <p>イ 被災者の健康状態を調査し、必要な健康支援を行う。</p> <p>ウ 巡回健康相談にて、健康状態の変化を早期に把握し対応する。</p> <p>エ 健康支援を行うために必要な専門職とその人数の確保に努め、必要に応じて県に派遣要請を行う。</p> <p>オ 派遣職員の受援体制を整える。</p>
県	<p>ア 国や他県などと連携を図りながら、広域的・総合的な視点から、情報の発信や連携及び調整を行う。</p> <p>イ 派遣保健師受入の体制整備、要請取りまとめ、活動及び配置調整を行う。</p> <p>ウ その他、市の要請等に基づき、被災者への健康支援活動を支援する。</p>
市民及び自主防災組織	<p>自主防災会による避難所における健康づくり</p> <p>ア 被災住民の健康管理</p> <p>イ 情報収集と連絡調整</p> <p>ウ 要援護者への環境整備</p>

第14節 防疫計画

1 市の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所・物件の消毒 イ ねずみ族・昆虫等の駆除 ウ 生活水の供給 エ 浸水地域の防疫活動の実施 オ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 カ 消毒液、マスク、フェイスシールド等、感染症防止資機材の供給 キ 臨時予防接種の実施 ク 濃厚接触者が避難してきた場合、保健所や保健部局等と適切な対応と連携 ケ 避難者の健康管理のため保健師等の定期的な巡回の実施 コ 発熱者等、症状が悪化した場合、速やかな医療機関等との調整と搬送補助等の実施
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ 感染症対策用品の種類及び数量 ウ その他必要事項

2 県の実施事項

区 分	内 容
県の措置	ア 健康診断の実施 イ 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施 ウ 病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市に対する指示 エ ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市に対する指示 オ 病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市に対する指示 カ 生活水の供給の制限又は禁止の命令 キ 防疫薬品及び資機材の供給の調整
実施期間	災害の状況に応じてその都度決定する。

3 実施方法

区 分	内 容
衛生・防疫班の編成	衛生・防疫班は、おおむね運転手1名、作業員4名、計5名をもって1班とし、災害の状況によって数班を編成し、前記1に定める実施事項を処理するものとする。
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。 ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域 イ 集団避難所 ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

	場所	実施方法
実施方法	床下、庭	消石灰及びクレゾール液、乳剤を散布する。 (被災地の町内会へ一括搬送し、各家庭へ配布方を依頼する。)
	汚染した溝、水たまり	クレゾール液を散布する。
	汚染した井戸	次亜塩素酸ナトリウムを投入する。
	毒劇物の取扱い	回収及び流出飛散防止を図る。
	その他	適宜必要な措置をとる。
消毒機器及び薬品	消毒用機器及び薬品については、「資料編 16 衛生関係 16-1」により措置するものとするが、不足の場合は各農協等が所有しているものを借上げるものとする。	

4 知事への要請事項

市長は、市において実施が困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 防疫期間	エ 派遣場所
イ 防疫を要する世帯数	オ その他の必要事項
ウ 必要な防疫班	

5 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

6 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

7 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため、牧之原市御前崎市広域施設組合及び東遠広域施設組合の協力を得て、市及び県の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- ア し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- イ 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- エ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	<p>ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</p> <p>イ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 処理対象物名及び数量 (イ) 処理対象戸数 (ウ) 当該市所在の処理場の使用可否 (エ) 実施期間 (オ) その他必要事項 <p>エ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>オ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p>

県	<p>ア 市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について処理場（静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ15-2-1）や清掃用運搬機材（静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ15-2-2）のあっせん、必要な指導を行う。</p> <p>イ 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</p> <p>ウ 流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</p> <p>エ 速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</p>
市民及び自主防災組織	<p>ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</p> <p>イ 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</p>

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
市	<p>ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>イ 収集体制を住民に広報する。</p> <p>ウ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 (ア) 処理対象物名及び数量 (イ) 処理対象戸数 (ウ) 当該市所在の処理場の使用可否 (エ) 実施期間 (オ) その他必要事項</p> <p>エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p>
県	<p>ア 市町の要請に基づき市町の行うごみ処理について処理場（静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ15-2-1）や死亡獣畜処理場（市町又は清掃業者）（静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ15-3-1）、清掃用運搬資機材（静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ15-2-3）のあっせん、必要な指導を行う。</p> <p>イ 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</p>
自主防災組織	<p>ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。</p> <p>イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</p>
市民	<p>ア ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。</p> <p>イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容
市	<p>災害廃棄物処理対策組織の設置</p> <p>市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p>

	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した「御前崎市災害廃棄物実行計画」に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	ア 災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 イ 市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア 国、近隣都県、県内非被災市町 イ 関係団体 （ア）公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 （イ）静岡県環境整備事業協同組合 （ウ）日本環境保全協会静岡県連合会
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。
企業	ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 イ 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	

市民	<p>ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。</p> <p>イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>
----	---

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	<p>政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、「廃棄物処理法」第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。</p>
市、県の長の措置	<p>上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p>

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市及び県の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

1 基本方針

- ア 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- イ 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- ウ 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- エ 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- オ 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- カ 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- キ 県は、市町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置 市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

	活動	<p>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	<p>市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</p>
	広域火葬	<p>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</p>
	県への要請	<p>市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 必要な医師数 イ 捜索、措置、火葬に必要な職員数 ウ 捜索が必要な地域 エ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否 オ 必要な輸送車両の台数 カ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 キ 広域火葬の応援が必要な遺体数
県		<p>市町長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 イ 知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあつせんを行う。 ウ 知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 エ 知事は、火葬要員のあつせんを行う。 オ 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。
市民及び自主防災組織		<p>行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。</p>

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 エ 遺体の身元確認
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て最小限度において延長できるものとする。
費用の限度	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」

県の実施事項については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画 1 災害救助法に基づく県の実施事項」による。

4 実施方法

区 分	内 容
実施者及び作業班の編成	市長は、遺体の捜索、収容、処理及び埋葬業務においてそれぞれ責任者を指名するものとする。 責任者は、次の担当業務を実施するにあたり必要な作業班を編成するとともに、警察官、消防職員、消防団、自主防災組織、自衛隊等と連携、協力して行うものとする。
遺体の捜索	遺体の捜索にあたっては、自主防災組織及び地元関係者等の協力により、単独行動を慎み、組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察署等関係機関と連携をとってその効果をあげるよう努める。
遺体を発見したときの処理	ア 遺体は、速やかに検視を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡すものとする。 イ 身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、速やかに遺体安置所に引き渡すものとする。この場合、警察官は遺体検視調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成するものとする
遺体の収容	ア 遺体安置所は、所有者の了解を得て、広場・避難所等へ仮設するものとする。 イ 遺体の収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対し礼が失われることのないよう注意する。
遺体の埋・火葬	火葬 火葬は牧之原市御前崎市広域施設組合火葬場において措置する。

	埋葬	火葬した遺骨は、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。
--	----	---

5 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

災害により土石、竹木等が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市及び県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

1 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度額	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」

県の実施事項については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第17節 障害物除去計画 1 災害救助法に基づく県の実施事項」による。

2 実施方法

区 分	内 容
障害物除去要員の動員派遣	市は、市職員、市消防本部職員、消防団、建設業者等の協力要員をもって、作業班を編成するとともに、自主防災組織と連携、協力して被災地の障害物除去活動を行うものとする。なお、被災状況に応じ、知事に自衛隊の派遣要請の要求をする。
除去用車両の調達	「第19節 輸送計画」の定めるところにより措置する。
除去作業用機械器具の調達	「資料編 18 応急復旧関係 18-1」により措置するものとする。
集積場所	障害物の集積は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 市長の要請に基づく県の実施事項

区 分	内 容
障害物除去要員の動員派遣	要員は県職員、自衛隊、消防団等を対象とする。
機械器具の調達あつせん	県有機械器具、市有機械器具その他
建設業者の協力依頼 (従事命令を含む。)	協定等に基づく人員・資機材

4 市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 除去を必要とする住家世帯（半壊、床上浸水別）	ウ 除去に必要な期間
イ 除去に必要な人員	エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
	オ 集積場所の有無

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

第18節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市及び県の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

1 市

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	市長は、市内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について同報無線、広報車及びCATVを活用して呼びかけを実施するよう努める。 また、方面隊派遣職員（8方面隊）は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど混乱防止措置を講ずる。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事務所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 （ア）状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 （イ）特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警察に対する要請	市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。 ア 不法事態に対する措置 イ 銃砲、刀剣類に対する措置 ウ 地域安全情報の伝達

2 県

区 分	内 容
県民への呼びかけ	知事は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は生ずるおそれがあるときは県民のとるべき措置等について呼びかけを行うものとする。

生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	<p>対象となる事業者の事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫が二以上の市町の管轄区域に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じる。</p> <p>ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>イ 特定物資の指定等</p> <p>(ア) 状況により特定物資の指定を行い適正な価格で売り渡すよう指導し必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>(イ) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。</p> <p>ウ 関係機関等への協力要請</p> <p>国、他の都道府県、事業者団体等に対し必要に応じ協力要請を行う。</p> <p>(ア) 情報提供</p> <p>(イ) 調査</p> <p>(ウ) 集中出荷</p> <p>(エ) その他の協力</p> <p>エ 物資収容等の措置</p> <p>物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り協力を求めるものとする。</p>
国に対する緊急措置の要請	<p>知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対し緊急措置の実施を要請する。</p>

3 静岡県警察本部（菊川警察署）

区 分	内 容
関係機関に対する協力	<p>地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。</p>
不法事態に対する措置	<p>駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、また発生するおそれのある場合は、所要の警備力を集中し事態の收拾を図る。</p>
地域安全情報の伝達	<p>必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。</p>
銃砲刀剣類等に対する措置	<p>銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。</p>
その他の活動	<p>ア 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り</p> <p>イ 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供</p> <p>ウ その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置</p> <p>エ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p>

第19節 輸送計画

災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

県は、広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

市及び県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 市及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市	<p>ア 市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。</p> <p>イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。</p> <p>ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。</p> <p>エ 市は、管内の場外離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</p>
防災関係機関	<p>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。</p>
国土交通省 中部運輸局	<p>中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。</p>

2 県

緊急輸送対策の基本方針	<p>ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。</p> <p>イ 緊急輸送は県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。</p> <p>ウ 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は全国知事会に協力を要請する。</p>
緊急輸送の対象等	<p>ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者</p> <p>イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者</p> <p>ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資</p> <p>エ リ災者を受け入れるため必要な資機材</p> <p>オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材</p> <p>カ その他知事が必要と認めるもの</p>
緊急輸送体制の確立	<p>ア 交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。</p> <p>イ なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。</p>

(1) 陸上輸送体制

陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区 分	内 容
輸送路の確保	<p>ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。</p> <p>イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。</p> <p>ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。</p>

<p>輸送手段の確保</p>	<p>緊急輸送は、次の車両により行う。 知事は県内において輸送手段の調達ができない場合、又は、県外から輸送を行う場合が必要があるときは、国又は全国知事会に協力を要請する。</p> <p>(ア) 県有車両 「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-4-4」<県有車両一覧表>に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。</p> <p>(イ) 自衛隊の車両 <第27節 自衛隊派遣要請計画>による</p> <p>(ウ) 鉄道輸送会社等の車両 鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。</p> <p>(エ) 民間営業車両 民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-4-5」により協力要請するほか、必要に応じ協定締結により要請するものとする。</p>
<p>広域物資輸送拠点及び要員の確保</p>	<p>ア 方面本部ごとの広域物資輸送拠点は、別に定める。 イ 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資輸送拠点到県職員を派遣する。</p>

(2) 海上等輸送体制

海上等輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て行う。

なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。

区 分	内 容
<p>輸送路の確保</p>	<p>ア 港湾及び漁港の管理者は、市町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 イ 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。 ウ 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。</p>

<p>輸送手段の確保</p>	<p>緊急輸送は、次の船舶により行う。</p> <p>(ア) 県有船舶 県有船舶は、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-6-6」のとおりである。</p> <p>(イ) 海上自衛隊の艦艇 <第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。</p> <p>(ウ) 海上保安庁の船艇 <第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-6-7」のとおりである。</p> <p>(エ) その他官公庁船</p> <p>(オ) 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-6-8」により協力要請するものとする。</p> <p>(カ) 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。</p> <p>(キ) マリーナ協会所属船舶等（(公財) 浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）） 浜名湖内において、災害時に被災者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、浜松市及び湖西市は、(公財) 浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）に対して協力要請するものとする。</p>
<p>海上等輸送連絡所の設置</p>	<p>船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上等輸送連絡所を設置するものとする。</p>
<p>緊急物資集積場所及び要員の確保</p>	<p>ア 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。</p> <p>イ 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。</p>

(3) 航空輸送体制

ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。

イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-7-1」のとおりである。

なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-7-2」の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。

ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

区 分	内 容
輸送施設の確保	<p>ア 災害対策本部は、航空緊急輸送計画を作成するため、静岡空港の利用可能状況を把握するとともに、自衛隊に要請し浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地の利用可能状況を把握する。</p> <p>イ ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。</p> <p>ウ 方面本部は、管内市町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。</p> <p>エ 必要に応じて、三保飛行場の利用可能状況を把握する。</p> <p>オ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。</p> <p>カ なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。</p>
輸送の手段	<p>緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。</p> <p>ア 自衛隊等の航空機</p> <p>イ 県等のヘリコプター</p> <p>ウ 他の都道府県等のヘリコプター</p> <p>エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機</p>
緊急物資集積場所及び要員の確保	<p>自衛隊の各部隊と事前の協議を行い、必要に応じて、浜松基地、静浜基地、板妻駐屯地内に緊急物資集積場所を設けるとともに必要に応じ連絡調整に当たるため、県職員を派遣する。</p>

(4) 緊急輸送のための燃料確保対策

区 分	内 容
自動車、船舶の燃料	<p>ア 県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</p> <p>イ 県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。</p> <p>ウ 給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について 関係者間で共有する。</p>
航空機の燃料	<p>県の所有する防災ヘリコプター、県内で運行するドクターヘリ及び他の都道府県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、静岡空港の防災用備蓄燃料を使用するとともに、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。</p>

(5) 緊急輸送の調整等

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

3 災害救助法の適用による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

4 緊急通行車両の申請

法第76条に基づき、公安委員会において災害対策用緊急通行車以外の車両の通行禁止又は規制が行われた場合、次の要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保と円滑な運用を図る。なお、事前届出されたものはこの限りでない。

区 分	内 容
緊急通行車両確認申請	緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入のうえ、公安委員会（警察署）に申請する。
緊急通行車両確認証明書及び緊急標章の交付	ア 公安委員会で緊急通行車両であると認定されたものについては緊急通行車両確認証明書及び緊急標章が交付される。 イ 交付を受けた緊急通行車両確認証明書は、当該車両が運行する期間中、運行責任者が常に携帯するものとする。 ウ 交付を受けた緊急標章は、当該車両の運転者席反対側面の見やすい箇所に掲示する。

第20節 交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、市長、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ア 県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- エ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、道路啓開等必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<ul style="list-style-type: none"> ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

地震等が発生したとき	<p>ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</p> <p>(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>イ 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</p> <p>(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</p> <p>① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</p> <p>② 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</p> <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p>
------------	---

(3) 道路管理者等の実施事項

区分	内容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路の確保	主要な道路、橋梁及び港湾「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-4-1、10-4-2」、漁港「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ10-6-3」の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。

災害時における 通行の禁止又は 制限	<p>ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</p> <p>イ 市長は、他の道路管理者が管理する道路、橋梁で、その管理者に通知する暇のないときは、警察官に通報して、「道路交通法」に基づく規制を実施するなど応急対策を行うものとする。この場合、市長は速やかに道路管理者に連絡して規制の要請を行うものとする。</p> <p>ウ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。</p> <p>エ 道路管理者は、通行禁止及び制限を実施しようとするとき、又は実施したときは直ちに警察署長へ通知するものとする。</p> <p>オ 市長は、県を通じて必要に応じて交通安全指導協会に要請し、交通の指導、整理に対処するものとする。</p>
放置車両の移動 等	<p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。</p>
道路の応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区域外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> <hr/> <p>イ 市長の責務 (ア) 他の道路管理者に対する通報 市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し、応急復旧を待つ暇がないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事に対する応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <hr/> <p>ウ 応急復旧、仮設道路の設置 (ア) 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 (イ) 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>

ヘリポートの設定	<p>ア 道路が損壊し、他の交通の方法がなくなった場合は、ヘリコプターにより必要最小限度の輸送を確保するものとする。実施に際しては、県及び自衛隊と緊密な連携をとるものとする。</p> <p>イ ヘリポートの設定基準及び設定方法、設定予定場所については、「資料編 12 輸送・交通関係 12-3」のとおりである。</p>
経費負担区分	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <hr/> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が市内で他の管理者に属する道路を緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁する暇がない場合は応急復旧を実施した市長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。</p> <hr/> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	<p>ア 県公安委員会は、県内又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>イ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p>ウ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>エ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>オ 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p>

警察官の措置命令等	<p>ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<p>ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</p> <p>イ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p>
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した(図1)に掲げる表示を設置しなければならない。</p>
交通安全施設の復旧	<p>県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p>
緊急通行車両の申出	<p>ア 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出をすることができる。</p>
緊急通行車両の確認	<p>ア 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」(図2)及び「緊急通行車両確認証明書」(図3)を交付する。</p> <p>イ 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」(図4)を交付する。</p> <p>ウ 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。</p>
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	<p>ア 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>イ 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</p>

(5) 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 海上交通の確保

区 分	内 容
情報の収集	県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。
海上交通の制限	ア 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 イ 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 ウ 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。
海上交通確保の措置	ア 海上交通の調整 県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。 イ 港湾施設等の応急措置 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。 ウ 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。 エ 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 オ 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 カ 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

3 航空交通の確保

区 分	内 容
応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
空港施設の運用制限・休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。
空港機能確保の措置	ア 空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。 イ 空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を早急に把握し国土交通省航空局に報告するとともに、障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

5 交通マネジメント

ア 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下「検討会」という。）を組織する。

イ 県は市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の要請をすることができる。

ウ 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される個所において実効

性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。
 注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

図 1



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

図 2



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。

図3 緊急通行車両確認書 (県警察本部)

様式第3号

令和 年 月 日

緊急通行車両確認証明書

静岡県公安委員会

静岡県公安委員会

番号欄に表示されている番号	住所	目的地
	氏名	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	通行日時	出発地
備考		

図4 緊急通行車両事前届出済証 (県警察本部)

様式第2号

地震防災・災害応急対策関係

静岡県公安委員会

緊急通行車両事前届出済証

令和 年 月 日

静岡県公安委員会

段階別通行区分

第 段階

申請者住所
〒
市町村
番地
電話

航空行成欄別記 又は所管機関	施設・業、火災支所等名 コード番号 ()	43 高岡消防署 44 トラスク株式会社 45 トラスク株式会社 46 トラスク株式会社
1 防衛庁	15 静岡県警本部	29 日本銀行株式会社
2 国土交通省	16 静岡県警本部	30 日本銀行株式会社
3 法務省	17 静岡県警本部	31 日本銀行株式会社
4 文部科学省	18 静岡県警本部	32 日本銀行株式会社
5 農林水産省	19 静岡県警本部	33 日本銀行株式会社
6 国土交通省	20 静岡県警本部	34 日本銀行株式会社
7 国土交通省	21 静岡県警本部	35 日本銀行株式会社
8 国土交通省	22 静岡県警本部	36 日本銀行株式会社
9 国土交通省	23 静岡県警本部	37 日本銀行株式会社
10 国土交通省	24 静岡県警本部	38 日本銀行株式会社
11 国土交通省	25 静岡県警本部	39 日本銀行株式会社
12 国土交通省	26 静岡県警本部	40 日本銀行株式会社
13 国土交通省	27 静岡県警本部	41 日本銀行株式会社
14 国土交通省	28 静岡県警本部	42 日本銀行株式会社

住所 () 局番

氏名

業種

業種の内容

運行態様

静岡県公安委員会

緊急通行車両事前届出済証

上記のとおり事前届出を受けたことを証する。

静岡県公安委員会

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- ア 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- イ また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- ウ 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- エ 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 イ 計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学校の防災組織と教職員の任務 (イ) 教職員動員計画 (ウ) 情報連絡活動 (エ) 生徒等の安全確保のための措置 (オ) その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	ア 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 イ 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	ア 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 イ 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避難所となる場合の対応	ア 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 イ 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。
生徒等の心のケア	ア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 イ 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。	

3 災害救助法に基づく市の実施事項

区分	内容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。)
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
学用品給与の期間	災害発生の日から ア 教科書(教材を含む。) 1ヶ月以内 イ 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議し内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

経費の限度	「資料編 20 関係法令及び規約等 20-1」
-------	-------------------------

県の実施事項については、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節 応急教育計画 1 災害救助法に基づく県の実施事項」による。

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	<p>ア 給与の対象となる生徒、児童の人員数は、罹災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。</p> <p>イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。</p> <p>ウ 教科書は、学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。</p> <p>エ 通学用品、文房具は被害状況別、小・中・高等学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。</p> <p>オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実情に応じ特定品目に重点を置くことも差し支えない。</p> <p>カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。</p>
応急教育等の実施事項	<p>ア 分散授業又は2部授業の実施</p> <p>イ 市有施設、近接小・中学校の一時借用</p> <p>ウ 県立高校の一時借用</p> <p>エ 教職員の確保</p> <p>オ 文教施設の応急復旧対策計画</p> <p>カ 学校給食</p>

5 市長の要請等に基づく県の実施事項

区 分	項 目	内 容
市立学校	応急教育施設あっせん確保	県は、市長の要請により国、県及び他の市町の公共施設の臨時的使用（借用）による教育施設をあっせんし、確保する。
	集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導	県は、通学不可能な他地域で集団移動によって応急教育を実施する必要性が生じた場合、市長の要請に基づき、児童生徒の受入施設をあっせんし、確保するとともに、衣食の給与その他応急教育方法の指導を行う。
	応急教育の指導及び教育施設の復旧指導	県は、市長が行う応急教育及び教育施設の復旧について指導を行う。
	教職員の派遣充当	県は、市が教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成を行う必要があるときは、早急に必要な教員を派遣し、充当する。
	学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん	「第9節 食料供給計画」により調達し、あっせんする。

県立学校	分散又は2部授業による応急教育の実施	県立学校施設が被災し、教育の継続実施が不可能の場合、他の県有施設又は近接小中学校施設を一時借用し、分散又は2部授業等の方法により応急教育を実施する。
	他地域所在県立学校による応急教育の実施	市の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが困難又は不可能な場合は、他市町所在の県立学校で受け入れ、応急教育を実施する。

6 文化財の応急対策

文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を講ずるものとする。市は、管理若しくは復旧のための多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助をし、文化財の保全に努める。

7 社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。

8 知事への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に調達あつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 応急教育施設あつせん確保	エ 教職員の派遣充当
イ 集団移動による応急教育のあつせん及び 応急教育の実施指導	オ 学校給食に代わる食事に必要な食料等の 調達あつせん
ウ 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導	

9 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合でも、状況に応じて同様の対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

市及び県は、被災者に対する「生活保護法」の適用、生活福祉資金等の貸付等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- ア 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- イ 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- ウ 各実施機関の体制をもってしても、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- エ 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- オ 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容	
罹災社会福祉施設の 応急復旧及び収容者 の応急措置	ア	罹災社会福祉施設の応急復旧
	イ	罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん
	ウ	臨時保育所の開設の指導及び職員のアつせん
罹災低所得に対する生活保護の適用		
罹災者の生活相談	実施機関	市（被害の大きい場合は県と共催）
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
	協力機関	県、社会福祉協議会（市、県）、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
罹災低所得者に 対する生活福祉資金 の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（市、県）
	協力機関	県、市、民生委員・児童委員
	貸付対象	罹災低所得世帯（災害により低所得世帯となったものを含む。）
	貸付額	「生活福祉資金貸付制度要綱」による

罹災母子世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）、市（政令指定都市に限る。）		
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員		
	貸付対象	罹災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦になった者を含む。）		
	貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額		
罹災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児童	県・市	
		18歳以上	市	
	協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員	
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所	
	対象	罹災身体障害児者		
	交付等の内容	ア 災害により補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 イ 災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 ウ 罹災身体障害児者の更生相談		
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市		
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族	
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者	
		災害援護資金	罹災世帯主	
支給及び貸付額	御前崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところによる。「資料編 1 関係条例・規定等 1-7」			
罹災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	（財）都道府県会館（県単制度は県）		
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯		
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額		
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市		
	協力機関	教育委員会（市、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（市、県）、報道機関、その他関係機関		
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。		
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定		

義援品の受入れ	実施機関	県、市
	協力機関	報道機関、その他関係機関
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第23節 県警察災害警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立し、情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先とした災害警備活動等に努める。

1 基本的任務

ア 災害関係情報の収集及び伝達	キ 検視及び行方不明者の捜索
イ 被害実態の早期把握	ク 被災地域における社会秩序の維持
ウ 災害危険箇所の警戒	ケ 県民の安全確保と不安解消のための広報
エ 負傷者等の救出救助	コ 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
オ 緊急交通路の確保等交通上の措置	サ その他必要な警察業務
カ 避難誘導及び二次災害の防止措置	

2 災害警備本部等の設置

区分	組織	設置基準
県本部	災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表されたとき イ 県内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 エ 県内に大津波警報、津波注意報が発表された場合 オ 上記以外の自然現象により、災害が県内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
	災害警戒警備本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
	災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが県内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に大津波警報又は津波警報が発表された場合 エ 上記以外の自然現象により、大規模な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき オ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき
警察署	署災害警備準備室	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき イ 管内において震度4又は5弱の地震が発生した場合 ウ 県内に津波注意報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 上記以外の自然現象により、災害が管内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
	署災害警戒警備本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

	署災害警備本部	ア 暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表され、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき イ 県内に震度6弱以上又は管内及び管内を含む警備区域に震度5強以上の地震が発生した場合 ウ 県内に津波警報が発表された場合（津波浸水域管轄署） エ 県内に大津波警報が発表された場合（全署） オ 上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき カ 大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき
--	---------	--

第24節 消防計画

この計画は、火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、火災による被害の軽減を図るとともに、集団的災害の人命救助を目的とし、「御前崎市消防計画書」によって消防活動の万全を期するものとする。

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。

区 分	内 容
御前崎市消防計画書 の大綱	ア 総則に関すること。 イ 組織計画に関すること。 ウ 消防力等の整備計画に関すること。 エ 調査計画に関すること。 オ 教育訓練計画に関すること。 カ 火災予防計画に関すること。 キ 警報発令伝達計画に関すること。 ク 情報計画に関すること。 ケ 火災警防計画に関すること。 コ 風水害等警防計画に関すること。 サ 避難計画に関すること。 シ 救助、救急計画に関すること。 ス 応援救急協力計画に関すること。 セ 地震災害応急計画に関すること。 ソ 地下埋設物に対する警防計画に関すること。 タ LPガス漏洩対策に関すること。 チ 接岸船、漏油防止対策に関すること。
市消防活動体制	ア 市は、市内に各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、「御前崎市消防計画」に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 イ 地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。 ウ 消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。
広域協力活動体制	ア 市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 イ その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ウ 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 エ 市等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 オ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

<p>大規模林野火災対策</p>	<p>ア 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 イ 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。</p>
<p>危険物施設の災害対策</p>	<p>ア 危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 イ 消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。</p>
<p>ガス災害対策</p>	<p>市は、L P ガスによる災害の特殊性にかんがみ、L P ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生防止及びその拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。</p>
<p>消防庁への応援要請</p>	<p>非常災害の場合は、「第33節 突発的災害にかかる応急対策計画 2（3）各機関への要請」により、消防庁に応援要請をするものとする。</p>

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

<p>基本方針</p>	<p>ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 ウ 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p>
-------------	---

実施主体	内 容	
<p>消防本部及び消防団</p>	<p>火災発生状況等の把握</p>	<p>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</p>

	消防活動の留意事項	<p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。</p> <p>ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</p> <p>イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</p> <p>ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</p> <p>エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</p> <p>オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p>
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	<p>火気の消火及び L P ガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p>
	火災が発生した場合の措置	<p>ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p>
	災害拡大防止措置	<p>都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</p> <p>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p>
自主防災組織	<p>ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、L P ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</p> <p>イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</p> <p>ウ 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。</p>	
市民	火気の遮断	<p>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、L P ガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</p>
	初期消火活動	<p>火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。</p>

第25節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市及び県が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定める。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
要請基準	災害に際して、人命又は財産を保護するため応急対策の実施が本市において困難な場合
協力要請対象団体	ア 青年団体組織及び男女共同参画団体 イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 赤十字奉仕団 エ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

2 実施方法

(1) 市

区 分	内 容
応援要請の方法	ア 市長は、応援派遣要請の事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、県、近隣市町の長に応援派遣の要請をするものとする。災害に対しては、住民全体が総力をあげて協力しあうことを旨とするため、自主防災会、民間団体等にも同様の要領で応援の要請を図る。 イ 要請は、下記事項を明確にして行うものとする。 (ア) 派遣を必要とする理由 (イ) 派遣希望人員、資機材等 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動方法 (エ) 派遣を希望する期間 (オ) 派遣の場所 (カ) その他参考事項 ウ 応援派遣の要請先
担当業務	ア 火災防ぎょ活動 イ 水防工法 ウ 人命救助 エ 負傷者の搬送 オ 遺体の捜索、収容 カ 給食、給水 キ 防疫 ク その他の緊急を要する業務
その他の留意事項	ア 応援派遣が決定された場合は、受入体制を整備するとともに、必要に応じて関係部から職員を派遣し、本部との連絡に当たるものとする。 イ 指揮命令は派遣を受けた本市において行うものとする。

(2) 県

区 分	内 容
青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請	<p>ア 要請は青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、男女共同参画団体にあつては県男女共同参画センター運営主体の長等に対して行うものとする。</p> <p>イ 青年団の団員現在員数は、「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ11-4-1」のとおり</p> <p>ウ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。</p>
大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	<p>ア 要請は当該学生、生徒の所属する「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ11-4-3」に定める学校長に対して行うものとする。</p> <p>イ 大学及び高校の学生・生徒の現在員数は同表のとおりである。</p> <p>ウ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。</p>
県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	<p>ア 県立専修学校及び各種講習施設等の範囲及び学生・生徒現在員数は「静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ11-4-3 県立各種講習所等学生・生徒現在員数」のとおりである。</p> <p>イ 活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。</p>
赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。
他都県への応援要請	突発的災害の場合は、「第33節 突発的災害にかかる応急対策計画 1 (3) 各機関への要請」により、他の都県に応援要請するものとする。

3 県及び他市町からの応援要請

市長は、知事又は他の市町の長から応援を求められたときは、特別の事情がないかぎり、その求めに応ずるものとする。

第26節 ボランティア活動支援計画

市及び県は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、（福）静岡県社会福祉協議会や（特活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

1 市の実施事項

区 分	内 容
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	<p>ア 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、「はまおかボランティアセンター」に御前崎市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う御前崎市災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ 御前崎市災害ボランティアセンターは、「はまおかボランティアセンター」の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。</p> <p>ウ 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として御前崎市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</p>
ボランティア活動拠点の設置	<p>ア 市は、必要により、「はまおかボランティアセンター」又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>イ 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>
ボランティア団体等に対する情報の提供	<p>市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>
ボランティア活動資機材の提供	<p>市は、御前崎市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める</p>

2 県の実施事項

区 分	内 容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	<p>県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<p>ア 県は、災害ボランティアの必要性に応じて、静岡県総合社会福祉会館に（福）静岡県社会福祉協議会及び（特活）静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</p> <p>イ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、（福）静岡県社会福祉協議会及び（特活）静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。</p> <p>ウ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、御前崎市災害ボランティアセンターの支援、御前崎市災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市へ派遣する。</p> <p>エ 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</p> <p>オ 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>
ボランティア団体等に対する情報の提供	<p>県は、（福）静岡県社会福祉協議会及び（特活）静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>
ボランティア活動経費の助成	<p>ア 南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</p> <p>イ 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を（福）静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</p>
ボランティア活動資機材の提供	<p>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>

第27節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

- (1) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。
- (2) 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命及び財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
災害派遣要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
防災要員等の輸送		

連絡幹部の派遣	
その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 市長の災害派遣要請の要求手続

区 分	内 容
知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続	原則として市長が行うものとする。
災害派遣要請の要求手続	<p>ア 市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請について、次に掲げる事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>イ また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (エ) その他参考となるべき事項</p>

3 知事の災害派遣要請の要請手続

区 分	内 容
要請者	知事
要請手続	<p>ア 知事は、自衛隊の派遣を要請するときは、「自衛隊法」第83条第1項に基づき、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対して、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。</p> <p>イ 突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、直接「自衛隊緊急時連絡先一覧」に掲げる駐とん地司令等に対し要請するとともにその旨第34普通科連隊長に通報する。</p> <p>ウ 知事は、次の事項を明らかにした要請書により要請する。</p> <p>(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (エ) その他参考となるべき事項</p> <p>エ 緊急に要請するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>オ 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。</p>

〈自衛隊緊急時連絡先一覧〉

部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内 線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 ＜防災行政無線150-9002＞	235 236 237	301 302
富士学校 (富士)	企画室総括班長 又は防衛業計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 ＜防災行政無線151-9000＞	2200 2234	2302
第11飛行教育団 (静岡)	団司令部 計画班長	基地当直幹部	大井川 054-622-1234 ＜防災行政無線154-9000＞	231	225
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松)	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 ＜防災行政無線153-9001＞	3230 ～ 3232	3224 3225
航空自衛隊 第22警戒隊 (御前崎)	総括班長 又は運用訓練係長	分屯基地当直	御前崎 0548-63-2160	201 205	290
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (横須賀)	防災総括幕僚 又は作戦室	オペレーション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 ＜防災行政無線156-9001＞	2543 2222	2222 2223
海上自衛隊 第4航空群 (厚木)	司令部 作戦室	当直室 当直幕僚	厚木 0467-78-8611	2245	2245
海上自衛隊 第21航空群 (館山)	司令部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223
第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は 第3部防衛班長	司令部当直長	東京 03-3933-1161～8	230 238	207 228
第10師団司令部 (守山)	〃	〃	守山 052-791-2191	230 530 531	301
第12旅団司令部 (相馬原)	〃	〃	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208
東部方面総監部 (朝霞)	防衛部長又は 防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161 (防災行政無線155-9001)	2250 2251 2255	2461 (03- 3924 -4499)
自衛隊静岡地方 協力本部	総務課国民保護・ 災害対策連絡調整官	部隊当直	静岡 054-261-3151	—	—

4 自衛隊との連絡

区 分	内 容
情報の交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあつては第34普通科連隊長（板妻駐屯地）（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監部（横須賀基地）と、航空自衛隊にあつては第1航空団（浜松基地）と密接な情報交換を行うものとする。
連絡班の派遣	ア 知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長（板妻駐屯地）、海上自衛隊横須賀地方総監（横須賀基地）又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対し、静岡県災害対策本部に連絡班（無線機等を付す。）の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。 イ 自衛隊派遣業務の円滑化を図るため災害対策本部及び方面本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。
連絡所の設置	知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。
自衛隊支援活動の総合調整	知事は、派遣部隊の長と協議し対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。

5 災害派遣部隊の受入体制

区 分	内 容			
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。			
作業計画及び資材等の準備	市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の了解をとりつけるよう、配慮するものとする。			
作業実施に必要な物資機材等	市長は、作業実施に必要な物資、器機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画の定めるところにより、県へ要請するものとする。			
自衛隊との連絡交渉窓口一本化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。			
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき、各種施設等を準備するものとする。			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本部事務室</td> <td>派遣人員の約1割が事務をとるに必要な部屋、机、椅子等</td> </tr> <tr> <td>宿舎</td> <td>屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準</td> </tr> </tbody> </table>	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるに必要な部屋、机、椅子等	宿舎
本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるに必要な部屋、机、椅子等			
宿舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準			

	材料置場、炊事場	屋外の適当な広場
	駐車場	適当な広場（車1台の基準は3m×8m）
その他の留意事項	<p>ア 自衛隊の派遣はあくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものでないこと。</p> <p>イ 自衛隊に依頼するのみで、住民が傍観したりすることなく、積極的に協力するよう考慮するものとする。</p>	

6 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長（板妻駐屯地）、海上自衛隊横須賀地方総監（横須賀基地）又は航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

7 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

8 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第28節 海上保安庁に対する支援要請計画

災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を明らかにする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援要請を要求する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市及び県が行う災害応急対策の支援

2 市長の支援要請の依頼手続

区 分	内 容
知事に対する支援要請手続	原則として市長が行うものとする。

支援要請の手続	<p>ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次に掲げる事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。</p> <p>イ 緊急を要するときは、防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。</p> <p>ウ 知事への要請ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡するものとする。</p> <p>(ア) 災害の情况及び支援活動を要請する理由</p> <p>(イ) 支援活動を必要とする期間</p> <p>(ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容</p> <p>(エ) その他参考となるべき事項</p>
---------	--

3 知事の支援要請の依頼手続

区 分	内 容
要請者	知事
要請手続	<p>ア 知事は、次の事項を明らかにした要請書により、清水海上保安部又は下田海上保安部を窓口として海上保安庁第三管区海上保安本部長に対して要請するものとする。</p> <p>(ア) 災害の情况及び支援活動を要請する理由</p> <p>(イ) 支援活動を必要とする期間</p> <p>(ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容</p> <p>(エ) その他参考となるべき事項</p> <p>イ 緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>ウ 清水海上保安部又は下田海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請するものとする。(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載)</p>

4 海上保安庁との連絡

区 分	内 容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

第29節 県防災ヘリコプター支援要請計画

災害時における県防災ヘリコプターの支援要請について、必要な事項を定める。

1 支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、知事に対し要請を行う。

- (1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防ぎよが困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき。
- (2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき。

2 支援要請手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。

第30節 電力施設災害応急対策計画

災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は、電力会社の定める「中部電力パワーグリッド（株） 防災業務計画」により実施する。

2 県との連絡協議

- (1) 被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置するものとする。
- (2) 県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第31節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互に協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保全対策	ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 イ ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	ア 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意をする。 イ 災害の規模により、その周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに医療機関等に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

応急復旧対策	<p>ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。</p> <p>イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。</p>
--------	---

3 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、県、消防機関及び警察に行う。

第32節 上下水道災害応急対策計画

水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

突発的災害により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 市の体制

- (1) 市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう、「突発的災害応急体制」により初期の情報収集に当たる。
- (2) 事態の推移により必要な場合は、速やかに御前崎市災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

ア 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者を伴い、通常の消防力では、対応が困難と思われる事故が発生したとき イ その他市長が指示したとき
組織	危機管理課、総務課、消防団等で構成する。
任務	ア 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 イ 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ウ 必要に応じ、御前崎市災害対策本部設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
市消防本部の 県、国への報告	市消防本部は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、後掲の「火災・災害等即報要領」様式1～4により県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすることとする。)
医療救護活動の 実施	ア 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 イ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

(県危機管理部)

	静岡県防災行政無線	N T T有線
電話	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030	054-221-2072
F A X	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250	054-221-3252

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
○応急対策室 (平日 9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
○宿直室 (上記以外)	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

イ 御前崎市災害対策本部（救助体制）の設置

区 分	内 容
設置基準	突発的災害応急体制による情報収集の結果、市が本部長を中心とした本格的救助体制を組む必要があると判断されるとき。
組織	「第2節 組織計画」に定める御前崎市災害対策本部編成表のうち、市長が指示する職員をもって構成する。
任務	ア 必要に応じ事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に収集する。 イ 本部は速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	御前崎市災害対策本部を設置したときは、市消防本部、西部地域局等に防災無線（FAX）で伝達する。
現地対策本部	災害の状況により、現地対策本部を設置する。
二次災害防止のための措置	事故の様態により、二次災害の発生のおそれのある場合は、速やかに関係機関に連絡を取り、防止のために必要な措置をとる。

(3) 御前崎市災害対策本部（非常体制）への移行

被災の規模が大きく、救護業務等における迅速な対応が困難とされる場合には、市長の指示に基づき、御前崎市災害対策本部の体制を「救助体制」から職員全員を動員する「非常体制」に切り換える。

(4) 御前崎市災害対策本部（非常体制）の実施する応急対策

「非常体制」は、「救助体制」に引き続き、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施するものとする。

(5) 御前崎市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、その旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。

2 県の体制

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき イ その他知事が指令したとき
組織	静岡県危機管理部、静岡県健康福祉部政策管理局、必要な所属、事故現場を管轄する地域局及び必要な出先機関で構成する。

<p>任務</p>	<p>ア 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 イ 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ウ 必要に応じ、静岡県災害対策本部の設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。</p>
<p>消防本部の県、国への報告</p>	<p>消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)</p>
<p>医療救護活動の実施</p>	<p>ア 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 イ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。</p>

(2) 静岡県災害対策本部（救助体制）の設置

区 分	内 容	
<p>設置</p>	<p>ア 知事は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部を設置する。 イ 静岡県災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて知事（本部長）が決定する。</p>	
<p>組織</p>	<p>本部</p>	<p>本部長（知事）、副本部長（副知事及び警察本部長）、本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p>
<p>組織</p>	<p>県西部方面本部</p>	<p>県西部方面本部長（西部地域局長）、副方面本部長（西部地域局副局長兼危機管理監その他あらかじめ県西部方面本部長が定めた者）、県西部方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員</p>
<p>設置の連絡</p>	<p>ア 静岡県災害対策本部を設置したときは、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第33節 突発的災害に係る応急対策計画 表1」に掲げる機関に連絡する。 イ 必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 ウ 市、消防機関、西部地域局等には防災無線FAXで一斉伝達する。</p>	
<p>現地災害対策本部</p>	<p>災害の状況により、県西部方面本部に、副本部長、本部員又は方面本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。</p>	

(3) 静岡県災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分		内 容
情報の収集、伝達等		<p>ア 県西部方面本部は、市、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。</p> <p>イ 本部は、県西部方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、市及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。</p>
人的被害の把握		<p>ア 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。</p> <p>イ 本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</p> <p>ウ 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防長へ報告するものとする。</p> <p>エ 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針「静岡県地域防災計画 資料編 I 13～15」に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。</p>
各 機 関 へ の 要 請	自衛隊	<p>ア 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。</p> <p>イ 人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは「第27節 自衛隊派遣計画」による。</p>
	海上保安庁	<p>人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは「第28節 海上保安庁に対する支援要請計画」による。</p>
	消防庁、他都県	<p>被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、「静岡県地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第33節 突発的災害に係る応急対策計画 表2」に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。</p>
	緊急医療活動	<p>ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療局地域医療課を通じて要請する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。</p> <p>ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、（一社）県医師会、（公社）県病院協会等に協力を要請する。</p> <p>エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。</p> <p>オ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡DWATが出勤し対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課を通じて要請する。</p>

	<p>緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱</p>	<p>知事は、市長からの要請があったとき又は県内の災害状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む。）消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の種別・状況 イ 人的・物的被害の状況 ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数 エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
	<p>警察災害派遣隊等</p>	<p>県公安委員会は、大規模な災害が発生し、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条第1項に基づき、次の事項を明らかにして援助要求を行う。</p> <p>ただし、機動警察通信隊については県警察が管区警察局に要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 援助を必要とする理由 イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品等及び期間 ウ 援助を必要とする場所 エ 県内経路（特に道路の破損がある場合） オ その他必要事項
<p>各機関の調整・2次災害防止のための措置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ア 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 イ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 ウ 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。
<p>航空機の運用調整</p>		<p>本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p>
<p>国との連携</p>		<ul style="list-style-type: none"> ア 中央防災無線（緊急連絡用回線）による国との連携 <ul style="list-style-type: none"> 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線（緊急連絡用回線）を用いて連絡する。 イ 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 <ul style="list-style-type: none"> 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、静岡県災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

「火災・災害等即報要領」様式1～4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (組合本部等)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 中両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)			
火元の業態・ 川 途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由			
	負傷者(重症)	人				
	中等症 軽症	人 人				
建物の概要	構造	建築面積			㎡	
	階層	延べ面積			㎡	
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	㎡
		半焼棟 部分焼棟 ぼや棟			建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯			気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(未確認等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消通本部等)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第二種、第三種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	発見日時	月 日 時 分			
	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(零)	台		
		消防団	台		
		ほかあるハローブター	機		
		海上保安庁	人		
自衛隊	人				
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(未確認)等を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>(消防本部名)</small>	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機具等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づき設置消防本部等について、その出動規模、活動状況等をおおむねの範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、発災後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報告番号	災害名		第 報	そ	田	流失・埋設	ha
	(月 日 時現在)					冠 水	ha
報告者名			の	畑	流失・埋設	ha	
					冠 水	ha	
				他	文教施設	箇所	
					病院	箇所	
					道路	箇所	
					橋りょう	箇所	
					河川	箇所	
					港湾	箇所	
					砂防	箇所	
					清掃施設	箇所	
					崖くずれ	箇所	
					鉄道不通	箇所	
					被害船舶	隻	
					水道	戸	
					電話	回線	
					電気	戸	
				ガス	戸		
				ブロック塀等	箇所		
				その他	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯			り 災 者 数	人	
		人				火 災 発 生	建 物
	半 壊	棟		危 険 物	件		
		世帯		そ の 他	件		
		人					
	一 部 損 壊	棟					
		世帯					
		人					
	床 上 浸 水	棟					
世帯							
人							
床 下 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
非 住 家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

区 分		被 害	災 害 等 の 対 策 本 部 況	都 道 府 県 市 町 村	計 団 体
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 団 体	
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額		千円	119番通報件数	件	
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況 (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
状 況	自衛隊の災害派遣		その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第34節 県有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 県防災行政無線

区 分	内 容
県庁統制局の機能確保	<p>ア 統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。(なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。)</p> <p>イ 県出先機関等及び市町との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互無線、移動系無線等を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。</p>
中継局の機能確保	<p>ア 中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。</p> <p>イ 多重区間に障害があり中継が困難な場合は、衛星系によるが、その他移動系無線機を使用して連絡を確保する。</p> <p>ウ 上記2つの措置によっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。</p>
総合庁舎局等の機能確保	<p>ア 総合庁舎・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。</p> <p>イ 電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、可搬型衛星地球局のほか移動系無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。</p>
市及び他機関端末局	<p>ア 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、通信の確保を図る。</p> <p>イ 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回線を設定し、西部方面本部と市、西部方面本部と県庁の間の通信を確保する。</p>

2 警察通信無線

- (1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用する。
- (2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

3 公共施設等

区 分	内 容	
道路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市長へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	市長への連絡	避難等が必要な場合は、すみやかに当該市長へ状況の連絡に努める。

港湾及び漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	ア 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 イ また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
ダム、ため池及び用水路	被害状況の把握	ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。
本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎管理者は、本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道用水供給及び工業用水道施設	ア 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	
静岡空港	第9節「交通の確保対策」の3「航空交通の確保」に準じる。	

4 コンピュータ

ア コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

イ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章

復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (3) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 公共用地災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 被災中小企業復興計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

基本方針	市及び県は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
------	---

実施主体	内 容
市	<p>ア 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。</p> <p>イ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。</p>
県	<p>ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部署に必要な調査を実施させる。</p> <p>イ 知事は、被災概要を内閣府に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。</p> <p>ウ 関係各部署は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害法」に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。</p> <p>エ 激甚災害の指定を受けたときは、関係各部署は、事業の種別ごとに「激甚災害法」及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。</p>

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金などの支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内 容	
市	支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。
県	災害弔慰金等の支給状況の把握	市からの被災状況報告を踏まえ、災害弔慰金と災害障害見舞金の国、県負担分を市に補助する。

2 被災者の支援

県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市町を支援する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	<p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>県はこれらの体制整備及び発災時の市の被災者支援に関する活動を支援する。</p> <p>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>ア 県への報告 (ア) 死亡者数 (イ) 負傷者数 (ウ) 全壊・半壊住宅数 等</p> <p>イ 被災者台帳 (ア) 氏名、生年月日、性別 (イ) 住所又は居所 (ウ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 (エ) 援護の実施の状況 (オ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当す</p>

		る事由等
	罹災証明の発行	ア 罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明を発行する。 イ 罹災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。
	災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	ア 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
県	被災状況の把握	ア 被災者の経済再建支援に関する調査、罹災証明書の交付等について市を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	被災者（自立）生活再建保護支援金の支給	ア 市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 イ 「被災者生活再建支援法」が適用されない市の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。
	義援金の募集等	ア 県への義援金を受け付けるために、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 公正かつ適正に義援金を配分するために、被災都県、市、日本赤十字社静岡県支部、静岡県共同募金会及び報道機関等の関係団体から構成される義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
	国との連携等	ア 総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、適時・的確に連絡・調整を図るなど、円滑な相談活動の実施について協力する。 イ 国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置

		の実施等を要望する。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。	
義援金募集・配分委員会 (仮称)	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

3 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	ア 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 イ 情報が不足している地域には補足調査を行う。 (ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態 (イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
県	被災状況の把握	ア 要配慮者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市を支援する。 イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	一時入所の実施及び調整	県有社会福祉施設への一時入所を実施するとともに、市有施設への入所状況を把握し市町間、他県間の調整を行う。
	福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている県有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行う。 イ 民間の施設や市有施設を対象とする支援を行う。 ウ 市の在宅福祉サービスの拡充等について支援を行う。
	民間社会福祉	社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を

施設の再建支援	支援する。
メンタルヘルスケアの実施	健康福祉センターを拠点に精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。
市町が実施する応急住宅入居等への健康管理の支援	応急住宅への入居者の健康管理を目的とした巡回相談や相談窓口の設置について、市を支援する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市及び県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市及び県は科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などの実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長及び知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、県及び国、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。